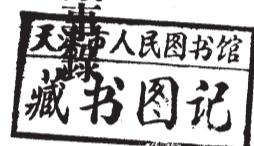
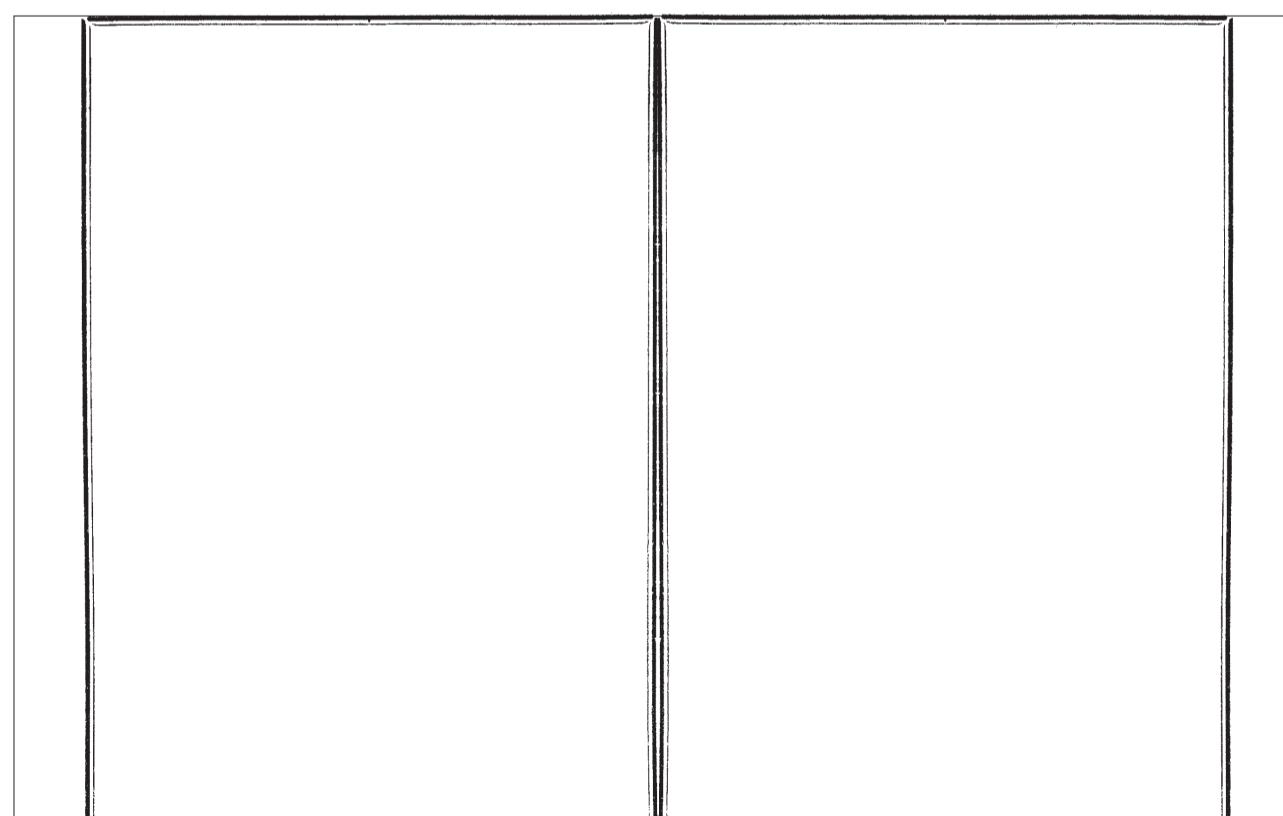
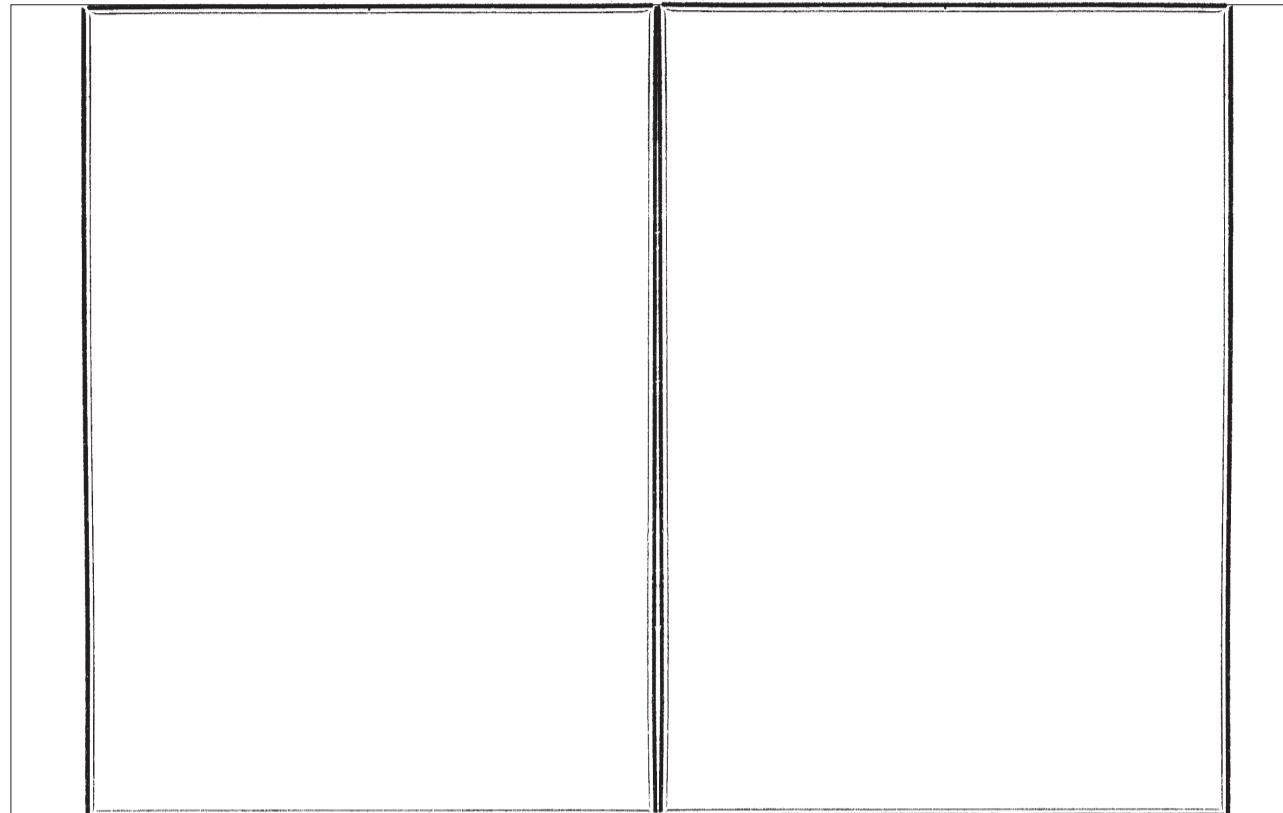


● 議事錄第六號

明治四十四年通常民會議事錄



天津居留民團

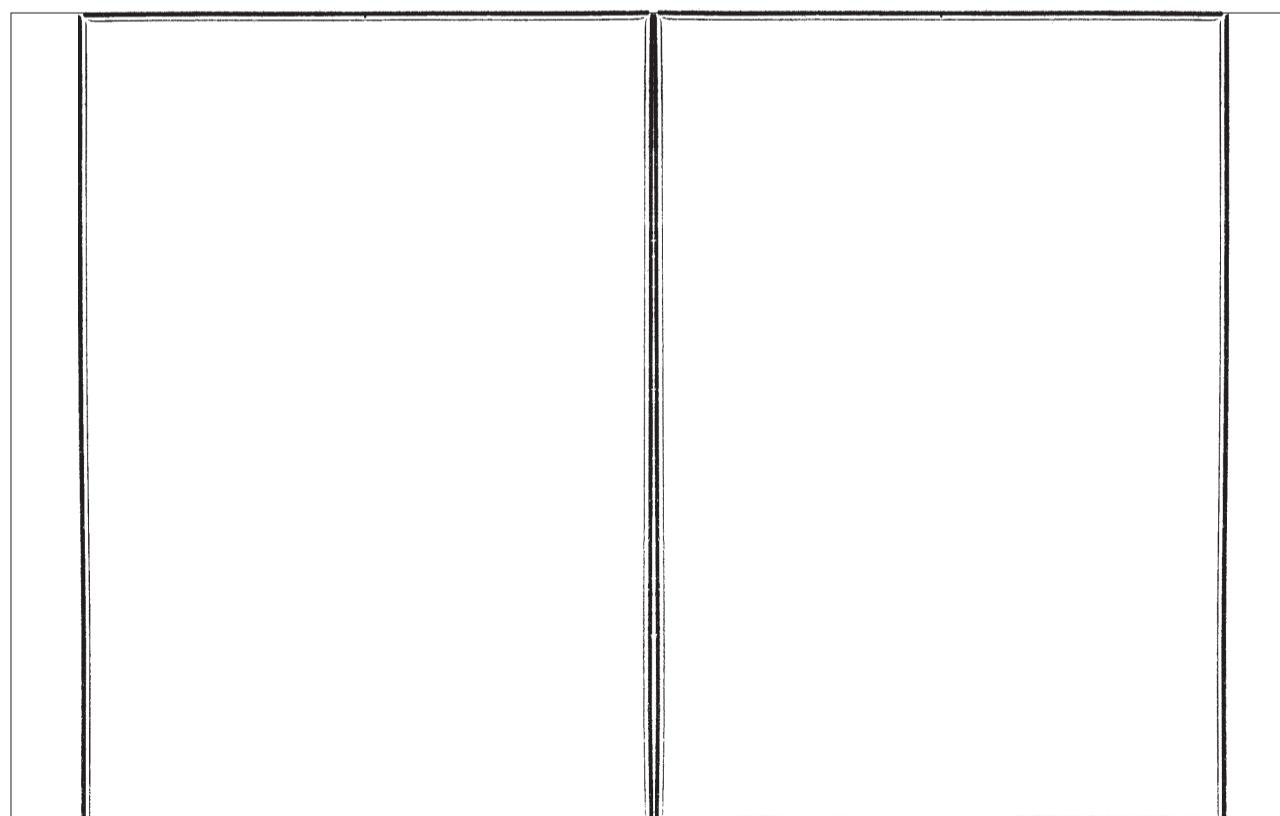
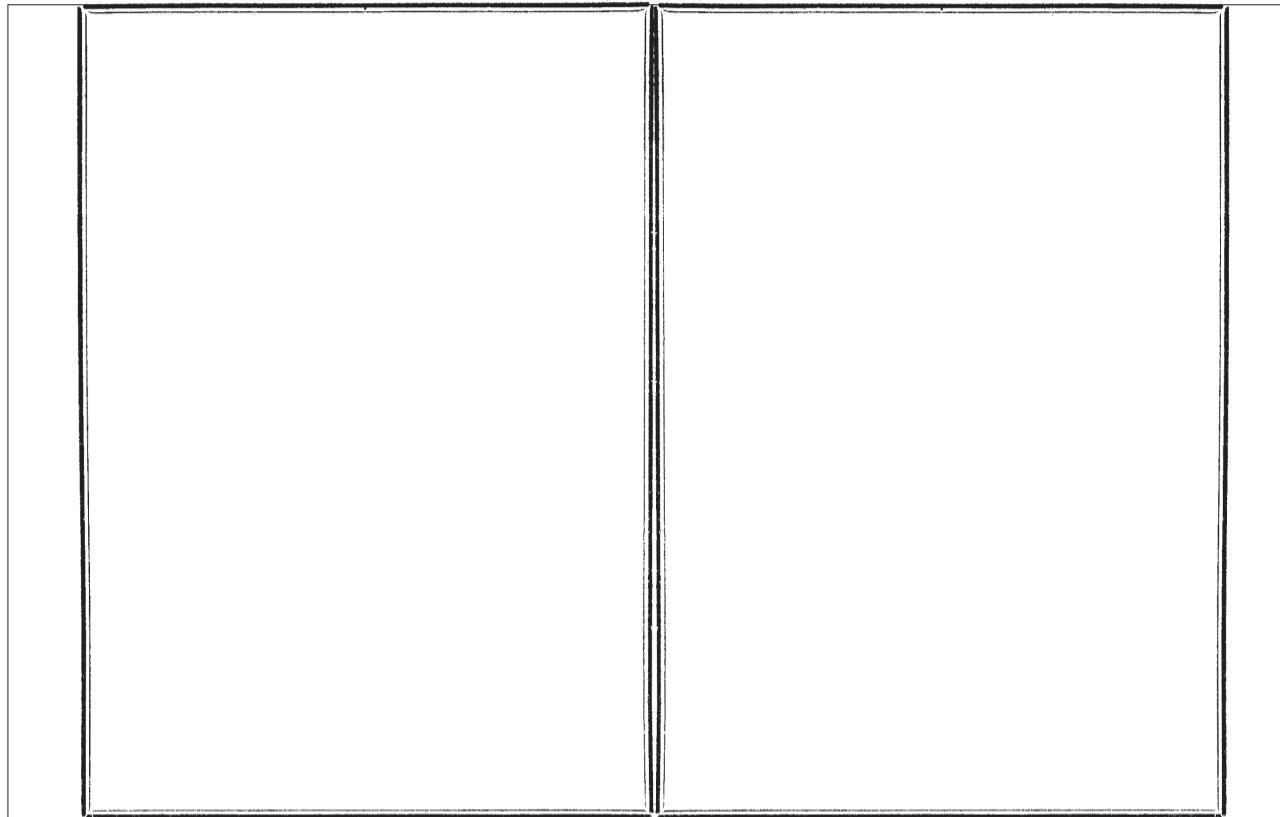


| 議事録回次                       |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| 議事日程                        | 小幡總領事告辭                    |
| 一                           | 一                          |
| 明治四十三年民團歲入出總決算              | 二、民會議長選舉                   |
| 明治四十二年度民團歲入出總決算             | 三、明治四十三年民團特別基金決算           |
| 新造開修工費特別會計決算                | 四、新造開修工費特別會計決算             |
| 明治四十三年度臨時防疫費支出事後承諾を求むるの件    | 五、明治四十三年度臨時防疫費支出事後承諾を求むるの件 |
| 明治四十四年度民團歲入出總豫算案(第一讀會)      | 六、明治四十四年度民團歲入出總豫算案(第一讀會)   |
| 天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案         | 七、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案      |
| 天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案         | 八、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案      |
| 取得課金規則中改正案                  | 九、取得課金規則中改正案               |
| 營業課金規則中改正案                  | 一〇、營業課金規則中改正案              |
| 雜種課金規則中改正案                  | 一一、雜種課金規則中改正案              |
| 碼頭規則中改正案                    | 一二、碼頭規則中改正案                |
| 臨時財源調査會章程案                  | 一三、臨時財源調査會章程案              |
|                             | 四〇                         |
| 第三回                         | 七二一                        |
| 議事日程                        | 四〇                         |
| 一、明治四十四年度民團歲入出總豫算案(第二讀會の續き) | 七二                         |
| 二、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出豫算案    | 八二                         |
| 三、臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件          | 八二                         |
| 四、碼頭規則中改正議案                 | 九一                         |
| 五、前民會議長安川雄之助君へ謝意表彰建議案       | 九五                         |
| 六、行政委員並豫備行政委員選舉             | 九六                         |
| 七、民團出納檢查委員選舉                | 九八                         |
| 八、明治四十四年通常民會議事錄             | 九九                         |
| 小幡總領事閉會の辭                   | 一〇五                        |
|                             | 一〇六                        |
|                             | 一〇七                        |

附錄

- 一、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正
- 二、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正
- 三、取得課金規則中改正
- 四、營業課金規則中改正

| 目錄終                      |     |
|--------------------------|-----|
| 五、雜種課金規則中改正              | 一〇七 |
| 六、碼頭規則中改正                | 一〇八 |
| 七、臨時財源調查會章程              | 一〇九 |
| 八、臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件       | 一一〇 |
| 九、明治四十四年度居留民團歲入出總豫算      | 一一一 |
| 一〇、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出豫算 | 一一二 |
| 一一、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出豫算 | 一一三 |
| 一二、明治四十四年通常民會議事錄         | 一一四 |
|                          | 一一五 |



# 明治四十四年通常民會議事錄

三月二十日 會場 日本俱樂部

## 第一回

議事日程

- (1) 第一回  
議事日程  
第一、民會議長選舉  
第二、明治四十二年度民團歲入出總決算  
第三、明治四十三年民團特別基金決算  
第四、新道開修工費特別會計決算  
第五、明治四十四年民團歲入出總豫案  
第六、明治四十三年度臨時防疫費支出事後承諾を求むるの件  
第七、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出豫算案  
第八、臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件  
第九、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案  
第十、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案  
第十一、取得課金規則中改正案  
第十二、營業課金規則中改正案  
第十三、雜種課金規則中改正案  
第十四、碼頭規則中改正案

- (2) 第一回  
議事日程  
第一十五、行政委員並豫備行政委員選舉  
第十六、民團出納檢査委員選舉  
第十七、臨時財源調查會章程案

午後八時十分開會、議員の出席若しくは代表せらるゝ者五十二名

小幡總領事 居留民團法施行規則第二十四條に依り本日を以て第四次通常民會を招集し今夕茲に其開會を見るは本總領事の深く愉快とする所なり本總領事は例に依り前年度自治行政に關する觀察及び所感の大要を述へ四十四年度の行政に對する希望を述へ聊か以て招集の辭を致したし

去る明治三十八年居留民團法發布せられ四十年に至り本法并に關係法令の實施を見翌四一年に於て初めて第一次の通常民會の招集開會ありてより爾來年を閏するこそ三回にして今回の會合は即ち第四次の民會に該當せり本總領事は乏を當地に承け幸に第一次の民會を招集するの幸榮を有し引續き今日に至りたるを以て民團自治行政の實狀は親しく自から初めより目撃するの地位に在りたり即ち此間に於ける自治の現狀并に運用に鑑み自治制度施行尚早などの議論弗々之ありたるも今日となりて是等の觀念は已に其跡を絶ち當初の尙早説は遂に杞憂となり自治行政は歲と共に

益堅實なる發達を爲し其運用も亦漸次に圓熟の境に向ひつゝあるは獨り本民團の前途の爲めに大慶の至りなるのみならず日本民族が自治的に海外に發展し得るの能力あるを確實に證明するものとして特に愉快に感する次第なり

思ふに清國各地に於ける我居留民團も亦堅實なる發達を遂げ良好なる成績を挙げつゝある事と信するも恐らく財政上の點に於ても教育上の点に於ても將又衛生交通上の点に於ても天津民團は依然一頭地を抜き居るを疑はず果して然らば諸君は益自治行政の進歩に貢献し良好なる成績を挙ぐるに努力し以て將來永く此地位を維持せざるへからず是諸君か天津民團に對する責務なると同時に又海外發展を國是とする日本民族の一員としての重要な使命なりと考ふ

明治四十三年度に於ける行政各項中先財政に關しては一兩年來餘儀なき臨時の支出を見其費額も亦少額に止まらずに拘はらず民團の財政は甚しく財政の土台を動かすとなく鹽梅し得たるは民團財政の根底の鞏固なるを証するに足るへし即ち前々年度に於ては白河々岸の決壊に對する工事費の大なる支出あり又前年度に於ては新道修開通費に於て少なからざる支出あり之等の臨時費は幸にして歲計の余金其他に由り支出し新たに負担を増すとなくして始未し得た併し如何に財政が鞏固なり潤澤なりと云ふも年々歳々如此不時の支出ありは勢ひ鞏固なる財政の土台漸次に破壊せざるを得ざる次第である從て今日に於て十分審重に財政の前途を考へ將來不測の事項に對する計畫を立て置くこと最も肝要の事に屬すと信す而して此計畫は歲計

(3) 第一回  
議事日程  
豫算の調節を計るにあり歲計豫算の調節は一面不要の冗費を節減して準備の基金を設け一面財源の調査を爲し何時にも變に應するの準備を爲すに在り若し如此にして財政を鹽梅し料理し行かは財政の土台は將來益確實のものなるへし此点は特に將來行政委員の任務に當る諸君の考慮を促すと同時に一般民會議員諸君も亦深く思を茲に致されんことを切望する次第なり

本民團の財政上に於ける一大打撃は將來は言はず現に本年一月以降當方面を侵襲せり本年帝國議會に於て帝國政府は三万五千圓の防疫費支出の協賛を求めて以て滿洲以外の地に於ける防疫費に充當するの策を立てるか此經費中よりは天津其他ベストに斐はれし滿洲以外の地方に相當の補助を受け得べきものと信し行政委員會の意見をも參照し外務省へ相當の補助を稟請したる處幸ひ四十三年度に銀三千圓を補助すべき旨の電報に接せしを以て直ちに之を行政委員會に通達せり此三千圓の補助は其額に於て或は諸君當初の希望に副はざりしことあらんも防疫費の補助を受くべき居留地

(5) は獨り天津に止まらざれば諸君は不足の分に對しては適當なる財源を求める爲め臨時防疫費の調理を完うせられんとを希望す以上は先づ財政に對する卓見なり次に昨年に於ける衛生は大体に於て好況を呈し別段惡疫等の流行を見す一二猖狂患者及腸室扶斯患者等發生せしも大したる流行を爲さず其概して良好なる結果を示せり然るに本年に入り満洲方面よりベスト疫侵入一時は頗る懸念すべき現象を呈し充分なる防疫法方を探る必要を生じ不取敢臨時防疫委員會を組織し毒疫豫防の方策を立てる次第なるが此委員會の組織に關しては一言し置くの必要あり天津は他の居留地と異なり駐屯軍存在し其好意ある助力を得るば防疫上最も便宜と認めたるを以て駐屯軍に交渉の上全意並に助力を請ひ又一面天津醫師會にも交渉して機に臨み醫員を派遣する事とし全時に行政委員會領事館等よりも委員を撰出し防疫委員會を組織したる次第なり之は天津の土地柄止むを得ざる事にて恐らく此特殊の組織ありたる爲め防疫も比較的完全に其效果を擧げ得たる事思考す而して防疫委員は十數回會合して切實なる防疫方法を講じ周到なる防疫を實行し尙ほ各街に衛生委員を置きて之と氣脈を相通じ一意專心努力せし結果危險極まる惡疫も遂に租界内に發生せず今日に至りては殆ど終熄に近付けるは居留地衛生の爲め最も悦ぶべきことなり然れどもベストは今尚ほ全然熄滅せしに非ざれば一般の警戒は忽にすべからず各人衛生の周到なる注意は尙ほ最も必要なり次に教育に關しては之又至極順潮流の發達を遂げつゝあるを認む昨年の民會に於て教員の増聘を議決せしが其後該教員の着任あり兒童教育に從事し當分教員に交迭等のことなく至極好都合なりしか今回更に二三教員の不得已事故の爲め歸郷する様相成り教育上多少不利なる点なきにしも非ざるも是教方なき事にて早く後任者の補充を爲すの外なく將來は教員の待遇を良くし可成的交迭のなきに勉むるを要す教員の交迭は又旅費其他に巨額の失費を要することなれば是等の点に就ても民會議員並に行政委員諸君は充分熟考を煩はし度次第なり

專管居留地土木特に道路に關して深く研究するの要ありと信ず居留地の道路昨今の狀態は非常に悪しく英、佛、獨、伊、奧及露の各租界に於ては其道路は常に能く整頓し隨時手入れ極めて立派なるに反し獨り我租界の道路は開拓甚だしく頗る陥穽の状態にあり其修繕に今一時に巨額の資金を投するは至難の業なれ共之亦方法を立て財政の調節と計り是非修繕に取懸かるの要あり道路の治まらざる此狀態は天津に於ける日本租界として面目なき次第は諸君も亦全感ならんと信ず豫算に適當道路費を計上せられんことを望む行政委員は過去一年間に於て民團の爲めに多大なる盡力ありたることは茲に略々を要せず諸君の夙に諒知せらるゝ所にて幸ひ昨年は其頻繁なる交迭もなく前年に比し良好なる傾向を示せり本總領事は此重任の下に盡されたる前年度行政委員諸君の任を退かるゝに際し其功勞の顯著なりしと一言茲に聲明するの至當と信す尙議長選舉の爲め出席議員中の最年長者鈴木敬親君に假議長の任を煩さん(拍手) 鈴木敬親君 本員は毎回年長者を以て目され居れるが之は原來新議長を選舉する迄

(6) (5) はの任務にして其他に必要なし見渡す所他に年長者ゐるやに思ふ若し他にありとすれば法令に背く虞れあり能く御注意を願ひたし(支那人にありと呼ぶ者あり) 小幡總領事 此所に列席せらる議員中にては鈴木敬親君最も年長者なり即ち安政四年九月三日生(拍手)

鈴木假議長登壇 (拍手)

鈴木假議長 (拍手)

鈴木假議長選舉 (拍手)

鈴木假議長 (拍手)

鈴木假議長 (拍手)

鈴木假議長 (拍手)

鈴木假議長 (拍手)

鈴木假議長 (拍手)

(7) (8) の任務にして其他に必要なし見渡す所他に年長者ゐるやに思ふ若し他にありとすれば法令に背く虞れあり能く御注意を願ひたし(支那人にありと呼ぶ者あり) 小幡總領事 此所に列席せらる議員中にては鈴木敬親君最も年長者なり即ち安政四年九月三日生(拍手)

鈴木假議長 (拍手)

鈴木藤藏君 民會議長の選舉は毎年只形式に止まり之が爲め時間を空費すること夥し鈴木敬親君に議長を依頼し斯かる餘分の形式は省略されたし滿場の諸君も勿論贊成ならん(賛成異議なし)  
鈴木假議長 昨年の民會に於ても全議論出でたるが是は法令に基けるものなれば正式に選舉せられ度し (永峰與一君 友成貞君立會)

投票 票  
鈴木假議長 投票  
記長投票を讀上け黒澤赤山の兩書記之を点計す)

鈴木假議長 開票開票りたるを以て是より其の結果を報告すべし

投票總數 四十九票(總て有効)

三十三票 鈴木 敬親君 十一票 中山 普君 三票 成川睿一郎君  
一票 友成 貞君 一票 西村 博君  
鈴木假議長 (拍手)

|      |  |                    |
|------|--|--------------------|
| (10) | 鈴木假議長 鈴木敬親君當選せり(拍手)  | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 鈴木敬親君 本員は民會議長の如き名譽高く責重き任に就くことは如何に已惚るにも自ら出来るものに非す他の事は民團の爲め何なりとも辭せざるべければ議長丈は承け難し(ノーノー) (誰が他に就く者ありや)  | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 小幡總領事 鈴木君の如き民團に忠實なる者こそ民會議長として適任なれば扛けて就任を望む   | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 鈴木議長登壇   | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 鈴木議長 監督官の御許しもなければ茲に謹んで就任すべし但議事の整理を克く着かさるときは本員の責に非すして諸君の不明に歸すべければ十分御援助ありて任務を完うせしめられんことを望む(拍手)   | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 藤田語郎君 議事日程第二に入るに先ち議事の進行上關係ある意見を述べ置き度し  | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 鈴木議長 発言を許します   | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 藤田語郎君 本民會開會上必要に付く教育に就ては校長、衛生に就ては校師、土木に就ては校手を議場に列席せしめ必要に應じ其説明を聞くことし尙ほ今後も民會開會と同時に是等当事者の出席を望む   | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 鈴木議長 此事は滿場の諸君に御諮りすべし從來の例に依れば議案に關する質問は  | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 一切行政委員より答へ居れるが昨年の如き石炭及び石灰の直段等微細の点迄は行政委員が答辯に苦しむ場合に至り非されば本年は諸君御異議かなければ御參考の爲め各部擔任の吏員をして説明せしむる事に致し度し又本員が行政委員會議長として意見を述べる必要ある場合は其都度議席に着くは當然なるも斯くては議事進行に妨げありと認むるを以て此席より發言する事を御承認あり度し(異議なし) | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 西本委員 吏員に説明せしむるは民團施行規則に抵觸すべし元來議事に關する質問に答ふるは行政委員の責任にありて若し他より答ふるとせば民團施行規則に抵觸する行政委員會には理事者も附屬せるを以て夫にて可ならん念の爲めに圖るならば只参考人として出席せしむるは差支へなからん  | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 鈴木議長 議長か今御諮りしたるも吏員の説明は参考の爲めにて其責任は行政委員會に在り  | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 鈴木議長 是より日程第二に移る本決算書は諸君に一週間前より配付し置きたれば充分御研究ありし事と思考す可成質問は速かにされ度し   | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |
|      | 鈴木藤藏君 本員は數日に亘り各項剩ざず調べたが餘り欠点なきにより賛成す(異議なし)  | 鈴木議長 鈴木敬親君當選せり(拍手) |

|      |  |  |
|------|--|--|
| (11) | 鈴木議長 鈴木議長  | 鈴木議長 鈴木議長  |
|      | 鈴木議長 引續き日程第四に入る  | 鈴木議長 異議なきに由り直ちに採決せん本案に異議なきや(異議なし)  |
|      | 鈴木議長 本案も亦決算にして簡易なる問題なれば直ちに採決せん(異議なし)   | 鈴木議長 本案も亦決算にして簡易なる問題なれば直ちに採決せん(異議なし)   |
|      | 鈴木議長 本報告に異議なきや(異議なし)   | 鈴木議長 本報告に異議なきや(異議なし)   |
|      | 鈴木議長 次は日程第五明治四十四年度民團歳入出總豫算案なるが其前に承諾を受くるものあるに由り便宜上日程變更せん異議なきや(賛成)   | 鈴木議長 次は日程第五明治四十四年度民團歳入出總豫算案なるが其前に承諾を受くるものあるに由り便宜上日程變更せん異議なきや(賛成)   |
|      | 鈴木議長 此豫算案に就て日程變更は毎年の例なるが來年度よりは最初より豫算案を日程の最後に置きては如何   | 鈴木議長 此豫算案に就て日程變更は毎年の例なるが來年度よりは最初より豫算案を日程の最後に置きては如何   |
|      | 鈴木議長 本年は議長欠員なりし爲め意の如くならざりしも來年は左様取計ふべし  | 鈴木議長 本年は議長欠員なりし爲め意の如くならざりしも來年は左様取計ふべし  |
|      | 鈴木議長 ○日程第五、明治四十三年度臨時防疫費支出事後承諾を求むるの件  | 鈴木議長 ○日程第五、明治四十三年度臨時防疫費支出事後承諾を求むるの件  |
|      | 鈴木議長 日程變更に異議なきに由り日程第六を第五に移し即ち明治四十三年度臨時防疫費支出事後承諾を求める本案は擔任委員西本君より説明せしむへし   | 鈴木議長 日程變更に異議なきに由り日程第六を第五に移し即ち明治四十三年度臨時防疫費支出事後承諾を求める本案は擔任委員西本君より説明せしむへし   |
|      | 鈴木議長 本員は行政委員會衛生擔任者として四十三年度に支出せし防疫費の事後承諾を求むる件に付き一言説明すべし、元來ベストは本年一月中旬より當天津にちらほら侵入せるものにして之が防疫に対する基金を支出するの必要を生ぜし所以なり然るに本件に就ては其際臨時民會の招集を請求し民會に於て議すべしとの發議あり度々行政委員會の問題に上りたるが事急に出てたると左迄大金を要せざるべしと思考し又近く通常民會を開かるべきに由り之にて議す事とし都合に依りては其開會 | 鈴木議長 本員は行政委員會衛生擔任者として四十三年度に支出せし防疫費の事後承諾を求むる件に付き一言説明すべし、元來ベストは本年一月中旬より當天津にちらほら侵入せるものにして之が防疫に対する基金を支出するの必要を生ぜし所以なり然るに本件に就ては其際臨時民會の招集を請求し民會に於て議すべしとの發議あり度々行政委員會の問題に上りたるが事急に出てたると左迄大金を要せざるべしと思考し又近く通常民會を開かるべきに由り之にて議す事とし都合に依りては其開會 |

|  |  |
|--|--|
| (14)   | (13)   |
| <p>期日を繰上るも可なりとの考にて着々準備に取掛りしも繁忙の爲め遅延し漸く本日茲に通常民會を開くに至りし始末にて一方防疫は片時モ忽にする能はざるを以て不取敢行政委員會に於ては特別會計を立て四十三年度剩餘金見越額及準備基金の一部より銀六千弗を取りて歲入とし尙ほ歲出六千弗を計上し目下の防疫事務費用に充て尙ほ其一部は現に施行しつゝあり何分事急に出でしを以て民會に諮るの遅なく不得已民會に代ばり行政委員會に於て臨機の處置を探り茲に諸君の承諾を得んとするに在りて歲出の詳細なる項目は次項にあれば熟覽あり度し其他説明を要する事あらば隨時説明すべし不取敢行政委員會に於て執りたる應急手段の承認並に防疫費支出の事後承諾を求むる次第なり</p> <p>富成一二君 本員は事後承諾に異議し只衛生上に就き委員に質問し度し即ち支那街より来るペスト患者の報告は正確なりや否や或人の説に依れば事實上天津には真正ベスト患者なしこれ尙ほ支那人の談に依れば支那醫師は乞食の行薦れ等を指してペスト患者と爲せりとは等の事實を確むる爲め是れ迄日本租界醫師を支那街に派したる事ありや昨日も租界内開口にはペスト患者ありたりとて支那人は騒ぎ居たるが我々は其真相を知るを得ず故に日本醫師をして支那街に於ける實情を調査せしむるの必要なきや</p> <p>西本委員 支那街に於けるペストの情況は報告に依り知るのみにて其報告に公報及び情報の二種あり公報は支那衛生局に雇はれ居る顧問醫ローバンよりの報告にして</p> <p>富成一二君 ローバンの説なれば間違なしと且つ民力の及ばざる所なるに依り日本醫師をして公然派出すると能はずせば學術上の研究として派出して可ならずや</p> <p>西本委員 租界内の防疫に繁忙を極め居るの際なれば其邊境は行届かず</p> <p>鈴木議長 富成君の質問は問題外なり</p> <p>藤田語郎君 本案豫算費千四百八十六弔餘は如何なる豫算なるや</p> <p>西本委員 之は豫算に過ぎず</p> <p>藤田語郎君 内容は如何</p> <p>西本委員 ペスト豫防液を主とせるものにて先づ此位にて支拂ひ足るべしとの見當にて幾分か多く豫算を立てより而して二月迄に支出せし高は五百七十二弔零五仙にして二月以後三月十六日迄僅に三百弔内外とす</p> <p>藤田語郎君 此費用の内に家賃は含み居るや</p> <p>西本委員 後拂なるを以て含み居らす</p> <p>藤田語郎君 豫算は三月迄ならずや故に今より之を見積るも可ならずや</p> <p>西本委員 尚ほ爲念此豫算と今日迄の帳簿尻を擧ぐれば二月末の支拂額三千〇九十二弔七十四仙にして其他三月分の支拂及二月ノ未拂多少あり其他傳染病發生の際必</p> | <p>期日を繰上るも可なりとの考にて着々準備に取掛りしも繁忙の爲め遅延し漸く本日茲に通常民會を開くに至りし始末にて一方防疫は片時モ忽にする能はざるを以て不取敢行政委員會に於ては特別會計を立て四十三年度剩餘金見越額及準備基金の一部より銀六千弗を取りて歲入とし尙ほ歲出六千弗を計上し目下の防疫事務費用に充て尙ほ其一部は現に施行しつゝあり何分事急に出でしを以て民會に諮るの遅なく不得已民會に代ばり行政委員會に於て臨機の處置を探り茲に諸君の承諾を得んとするに在りて歲出の詳細なる項目は次項にあれば熟覽あり度し其他説明を要する事あらば隨時説明すべし不取敢行政委員會に於て執りたる應急手段の承認並に防疫費支出の事後承諾を求むる次第なり</p> <p>富成一二君 本員は事後承諾に異議し只衛生上に就き委員に質問し度し即ち支那街より来るペスト患者の報告は正確なりや否や或人の説に依れば事實上天津には真正ベスト患者なしこれ尙ほ支那人の談に依れば支那醫師は乞食の行薦れ等を指してペスト患者と爲せりとは等の事實を確むる爲め是れ迄日本租界醫師を支那街に派したる事ありや昨日も租界内開口にはペスト患者ありたりとて支那人は騒ぎ居たるが我々は其真相を知るを得ず故に日本醫師をして支那街に於ける實情を調査せしむるの必要なきや</p> <p>西本委員 支那街に於けるペストの情況は報告に依り知るのみにて其報告に公報及び情報の二種あり公報は支那衛生局に雇はれ居る顧問醫ローバンよりの報告にして</p> <p>富成一二君 ローバンの説なれば間違なしと且つ民力の及ばざる所なるに依り日本醫師をして公然派出すると能はずせば學術上の研究として派出して可ならずや</p> <p>西本委員 租界内の防疫に繁忙を極め居るの際なれば其邊境は行届かず</p> <p>鈴木議長 富成君の質問は問題外なり</p> <p>藤田語郎君 本案豫算費千四百八十六弔餘は如何なる豫算なるや</p> <p>西本委員 之は豫算に過ぎず</p> <p>藤田語郎君 内容は如何</p> <p>西本委員 ペスト豫防液を主とせるものにて先づ此位にて支拂ひ足るべしとの見當にて幾分か多く豫算を立てより而して二月迄に支出せし高は五百七十二弔零五仙にして二月以後三月十六日迄僅に三百弔内外とす</p> <p>藤田語郎君 此費用の内に家賃は含み居るや</p> <p>西本委員 後拂なるを以て含み居らす</p> <p>藤田語郎君 豫算は三月迄ならずや故に今より之を見積るも可ならずや</p> <p>西本委員 尚ほ爲念此豫算と今日迄の帳簿尻を擧ぐれば二月末の支拂額三千〇九十二弔七十四仙にして其他三月分の支拂及二月ノ未拂多少あり其他傳染病發生の際必</p> |

|   |   |
|---|---|
| (16)  | (15)  |
| <p>用に付防疫班として借入れたる家賃九十五弔豫防液代二百七十弔、尙ほ豫防衣相架等三百十弔あり</p> <p>藤田語郎君 ベスト豫防液は一壠何程に當るや</p> <p>西本委員 藤田語郎君 二百五十壠に付二百餘弔にして大凡そ一壠一弔余に相當せん</p> <p>第七項に傳染病室を建設せしは如何なる決議に基きしや</p> <p>西本委員 防疫委員會にて是非必要と認めたるに據れり</p> <p>友成貞君 行政委員に質問す民團の豫算を民會に諮らすして行政委員會にて決定するが如きは本員不幸にして未だ斯かる状況を見し事なし尙ほ是に向つて監督官廳の許可ありたるか其邊承りたし</p> <p>友成貞君 此質問に對しては行政委員會議長代理者として御答せん只今友成君の質問の件は餘り事急に出で法令を取調ぶるの邊もなく一月十五日は日曜にも拘らず擔任行政委員會議長宅に集會し豫防液注文の電報を發したる始末にて其當初は傳染病豫防費の幾高多少あるを以て夫等にて應急處置を執らん考なりしも事体益々大きくなり到底夫位にては追付かざるを知りしも斯る事項は實に一刻を争ふ緊急要件なれば法律や規則のみに拘泥せんヨリは完全なる豫防の方法を實行する方民團に忠實なる措置ならんとの考にて實行したる次第なり殊に先年白河護岸工事の時も事後承諾を求む事として行政委員會にて臨機の位置を執りし先例もあるに依り臨機の處置を執りたる次第なり且臨時民會招集の事は忠はざるに非ざりしも惡疫流行の際多衆集合するは時機に非ざるのみならず臨時民會開催するも事既に事後に屬するを以て承認を求むるの要あるは一なれば臨時民會を開かざりし次第なり尤も行政委員會には監督官の臨席ありたれば無論許可ありしものと認む可く今回この處置に關して諸君の御咎めを蒙る考は萬々なく寧ろ諸君に満足を與ふべき機敏の處置を施したる考なり</p> <p>友成貞君 行政委員長の云へる如く臨機應變の處置として居留民の爲めに適當なる處置を執られたる点は深く感謝する所なり然れ共民團の豫算にして民會議員の議決を經ざる時は居留民團法施行規則第四十五條による手續を要す夫を爲さずして直ちに豫算の事後承諾を受くる等の事本員未だ嘗つて見聞せし事なし大なる豫算を立つる時は追加校正の場合にありても民會の決議のみならず監督官の認可を新聞に公告する責あるなり行政委員會は民團に對し其責を免る餘地なし若し行政委員會にて須らく民團に忠告なれば何故新紙に公告せざりしや手續正に粗漏ならずや</p> <p>藤田語郎君 斯かるベスト防疫の如き重大問題を議する時に臨時民會を開かざれば夫を以てベスト防疫費に當づべしとの豫算に納きしものにて學理上の議論には悖れるやも難計も大抵の處にて承認され得如何</p> <p>藤田語郎君 ベスト防疫重大なるは問題にして場合に由りては從來の方針を異にせ</p> | <p>用に付防疫班として借入れたる家賃九十五弔豫防液代二百七十弔、尙ほ豫防衣相架等三百十弔あり</p> <p>藤田語郎君 ベスト豫防液は一壠何程に當るや</p> <p>西本委員 藤田語郎君 二百五十壠に付二百餘弔にして大凡そ一壠一弔余に相當せん</p> <p>第七項に傳染病室を建設せしは如何なる決議に基きしや</p> <p>西本委員 防疫委員會にて是非必要と認めたるに據れり</p> <p>友成貞君 行政委員に質問す民團の豫算を民會に諮らすして行政委員會にて決定するが如きは本員不幸にして未だ斯かる状況を見し事なし尙ほ是に向つて監督官廳の許可ありたるか其邊承りたし</p> <p>友成貞君 此質問に對しては行政委員會議長代理者として御答せん只今友成君の質問の件は餘り事急に出で法令を取調ぶるの邊もなく一月十五日は日曜にも拘らず擔任行政委員會議長宅に集會し豫防液注文の電報を發したる始末にて其當初は傳染病豫防費の幾高多少あるを以て夫等にて應急處置を執らん考なりしも事体益々大きくなり到底夫位にては追付かざるを知りしも斯る事項は實に一刻を争ふ緊急要件なれば法律や規則のみに拘泥せんヨリは完全なる豫防の方法を實行する方民團に忠實なる措置ならんとの考にて實行したる次第なり殊に先年白河護岸工事の時も事後承諾を求む事として行政委員會にて臨機の位置を執りし先例もあるに依り臨機の處置を執りたる次第なり且臨時民會招集の事は忠はざるに非ざりしも惡疫流行の際多衆集合するは時機に非ざるのみならず臨時民會開催するも事既に事後に屬するを以て承認を求むるの要あるは一なれば臨時民會を開かざりし次第なり尤も行政委員會には監督官の臨席ありたれば無論許可ありしものと認む可く今回この處置に關して諸君の御咎めを蒙る考は萬々なく寧ろ諸君に満足を與ふべき機敏の處置を施したる考なり</p> <p>友成貞君 行政委員長の云へる如く臨機應變の處置として居留民の爲めに適當なる處置を執られたる点は深く感謝する所なり然れ共民團の豫算にして民會議員の議決を經ざる時は居留民團法施行規則第四十五條による手續を要す夫を爲さずして直ちに豫算の事後承諾を受くる等の事本員未だ嘗つて見聞せし事なし大なる豫算を立つる時は追加校正の場合にありても民會の決議のみならず監督官の認可を新聞に公告する責あるなり行政委員會は民團に對し其責を免る餘地なし若し行政委員會にて須らく民團に忠告なれば何故新紙に公告せざりしや手續正に粗漏ならずや</p> <p>藤田語郎君 斯かるベスト防疫の如き重大問題を議する時に臨時民會を開かざれば夫を以てベスト防疫費に當づべしとの豫算に納きしものにて學理上の議論には悖れるやも難計も大抵の處にて承認され得如何</p> <p>藤田語郎君 ベスト防疫重大なるは問題にして場合に由りては從來の方針を異にせ</p> |

ざるべからざる点あるやも計られず斯る時に際し臨時民會を開くも左迄困難ならず  
日限より云ふも僅かに三日以内に開會するを得るにあれば何等手數を要せざるべし  
鈴木議長 其点は克く判り居るも前述の如く事急劇の出來事にて應急處置を執り居  
る内に傳染病豫防費より支弁する事能はさる場合と相成り急に臨時民會を開くにし  
ても多少事後承諾を求めねばならざる支出ありしを以て監督官憲とも協議し通常民  
會を三月初旬に繰上け開催する心算なりしも其後ベストも思ひの外猖獗に至らさり  
しを以て民會も例年の通りにして事後承諾を求める次第なり

友成貞君 然らば新聞には何故公告せざりしや從來は大小に係はらず總べて公告を  
怠りし事なし然るに此防疫費六千弗に限り民團に知らざりしは如何なる理由なり  
や

鈴木議長 別段の理由なし只繁忙の爲め氣付かざりし而已なり  
藤田語郎君 民團歳入の十分の一にも達する費用を要する事件は必ず民會議員の決  
議を要す臨時民會を開かざりしは飽迄も手落なり

鈴木議長 臨時民會は諸君よりも請求するを得べし  
友成貞君 民會議員は豫算を編成するを得ざるに非ずや  
鈴木議長 結局諸君は本案を承認すること能すと云ふ意見なるや

藤田語郎君 今後斯る場合は必ず臨時民會を開かん事を切望す  
鈴木議長 其点は承知せり

鈴木藤藏君 實際本月末迄に幾何の費用を要するや  
鈴木議長 約五千弗なり  
鈴木藤藏君 夫は本月の未拂共なるや

西本委員 目下の所三千〇九十二弗七拾四仙にして三月分加はる譯なり總べて  
五千三百弗位の豫想にして内三千弗は國庫の補助により下附せらるゝ豫算もあれば  
或は諸君に要求する金員は少額に止まるならん此邊は充分諸君の賢察を請ふ次第に  
して兎に角豫算の支出は目下の所五千三百弗位を思考す

藤田語郎君 補助費は一ヶ月以内に判るや  
西本委員 多分其前ならん  
鈴木藤藏君 薬品費は此項目の外に尙ありや此外の科目は如何  
西本委員 二月迄に支拂たる金額は給料五百九十五弗十九仙、藥品費五百七十二弗  
零五仙、備品費二百二十弗七十一仙、消耗品費四十二弗九十七仙、避病具消毒具  
費三百零八弗六十八仙、醫療器械費六五十仙、治療用消耗品費四弗三十五仙、捕  
鼠費百三十八弗七十六仙、家屋建築修繕費三百八十八弗四十五仙、借家料二十八弗  
印刷廣告料十八弗八十仙、點燈費三十四弗三十二仙、通信費二十五弗五十仙、巡捕  
被服費五百八十九弗七十仙、雜費十八弗七十六仙、計三千零九十二弗七十四仙にし  
て内生なる費用は警戒の任に當らしめん爲め特に巡捕を十六名増加せしが之れに要  
する被服費等多額に上りたる次第なり

(17)

(18)

鈴木藤藏君 其他二千餘弗は  
西本委員 未拂なり夫れは此の以外に事務所器具費七十弗、傳染病室塗換百五十弗  
家賃九十五弗病理試驗室三百七十弗、傳染病室巡捕見張所移轉十弗、合計六百八十  
弗と尙外に血精豫防液代二百七十弗、病衣、粗架瀝闇、寢台等を造りたる代三百十弗  
三月分俸給家賃其他にて約七八百弗の豫算なり  
高柳松一郎君 豫算の事後承諾は奇怪なり法律の範囲内に於ても形式に於ても可笑  
し臨時支出の後承諾を受くべし  
鈴木議長 承諾と算豫案は別なり  
高柳松一郎君 文章思しく原案不完全なり

友成貞君 本案に就き最も良き方法は本案を撤回し來年度に於て豫算外支出をして  
事後承諾を受くるにあり已に本年度も十日許りなれば何れにしても形式に於て變化  
なし四十三年度決算の上承諾を求むるも緊急動議に關する事なれば何としても通過  
すべし(賛成)

鈴木議長 友成君の説は來年の民會に廻はすへしと云ふ意見なりや  
高柳松一郎君 然り  
「撤回しては如何と唱ふる者あり(ヒヤー)」  
鈴木議長 然らば本案は撤回すべし(拍手)

(19)

(20)

鈴木議長 次は日程第七明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出豫算案なるが之  
を後に廻し他に全意を要するものを先きにしては如何  
小幡委員 豫算案を先にし質問を受くべし何れにしても審査委員會に付託となり全  
會に於て研究するものなれば先さにするも左迄時間を要せず本員は早く之を済ます  
方可なりと信す  
西村委員 本員は簡易なる問題より先決するを可と認む即ち日程第八より第十四迄  
を先きにすべし(變更賛成と呼ぶ者あり) (變更不賛成と呼ぶ者あり)  
鈴木議長 本件は日程第六、明治四十四年度民團歳入出豫算案 第一讀會  
を先きにすべし(變更賛成と呼ぶ者あり) (變更不賛成と呼ぶ者あり)  
中戸川忠三君 各々異見あるが日程を變更せず四十四年度總豫算案の第一讀會を開かん  
鈴木議長 豫算に關係ありや

中戸川忠三君 豫算に關係ある事柄なり彼の山口街河岸通は昨年も馬車一台河中に  
陥落して一名の死者を出し尙ほ本年も亦墜落して死人を生ぜり彼の山口街河岸は義  
和團事件の以前迄煉瓦にて少し小高き車止めの如きものありたるも其後取除かれ  
ては如何  
福山委員 本件は土木擔任委員より行政委員會に提案して議に上せしが折しも警察  
署より注意ありたるを以て危險を除く相當の方法を講ずる事に決定したるも時偶々

冬季に向ひ其準備に着手中寒氣相増し遂に工事遅るゝの止むを得ざるに至りしに遺憾ながら其期間に於て又もや不幸を生ぜしなり已に決定せる所なれば氣候の暖和する共に遠くからず防禦工事に着手する等なり

中戸川忠三君 彼の事件は支那新聞にも攻撃文を登載したる位なれば可成的速かに願ひたし

高柳松一郎君 豫算案に入るに先立ち一寸一言述べん毎年豫算案は民會にて幾分變更を來すは勿論なるが其豫算を改める手數の多きを慮り昨年の民會に於て行政委員會議長より豫算に關する事項にして行政委員會の手抜り等諸君の氣に付く事柄ある時は咄嗟の間に民會に持出さずして平素行政委員會迄其意見を提出されなしとの注意を受けたるを以て本員は本年二月行政委員會が豫算案の編成中に私見として民團事務の刷新を圖る事並に事務所費の節減を圖るべき意見を行政委員會に向つて述べ置きたり民團財政の基礎が健全なれば事實上這次流行の惡疫等に際しても忽ち其基礎を一變する如き事なし課稅の増徵防疫費の附加金等一も必要なし尙ほ民團歲入に比し事務所費の權衡を失せん事夥し是は其間削減を加ふるの餘地あるを認むるは本員一人のみならず其他二三の人々も均しく行政委員會に注意せし事ありと記憶す然るに四十四年度の豫算を見るも民團歲入は六万九千餘弗にして歲出六万四千餘弗を核算し就中事務所費は一万餘弗にして恰も歲入の一割五分強に該當す歲入僅か七万弗に對し事務所の經費に二万一千弗を支拂ふ如きは釣合を失せるも甚だしく斯かる類

(22)

(21)

例は他の自治團に無し旁々以て行政委員會に向つて意見を呈せしに何等の回答に接せず甚だ遺憾に堪へざるなり今回提出の豫算案を見るに昨年の豫算に比し千七百弗削減せしと雖も尚ほ歲入に比し一割五分強に相當す果して斯く多額の經費を支出する要あるや否や本員は頗く三分の一削減して可なりと信す民團事務多忙なりと云へば多忙なるべくも事務員の數を見るに理事一名書記四名嘱託員一名合計六名なり事務の配置宜しきを得難腕なる者を採用せば之より少き人員にて充分足れり本員は斯かる理由の下に意見を吐露せる者なるが民會にても必ず賛成者多數あるを信ず現在臨時の費用に困窮し借入金に依つて辛くも財政の破綻を補はんとするが如きの場合に際し一方には破産的の豫算を立て民會の決議を経んど行政委員會の考へは如何

沖田委員 本員之に答へん過般行政委員會に向ひ高柳君より昨年吏員の俸給後民團吏員陶汰云々事務所費節減の意見を寄せられしが之に對し議長より回答せしや否やは知らざりしも今高柳君の話によれば何等回答なしとの事なるが成程七万弗の歲入に對し一万一千弗に近き事務所費は多きに過ぐるやも知らず行政委員之を考へざるには非ず殊に一万一千弗に近き金員なるも是は吏員の俸給のみならず事務所費一切の合計にて俸給は六千八百三十四弗にして五百五十四弗の手當あれば合計約七千弗餘りなり之は豫算編成の時行政委員間に多少考ありたるも其當時例の防疫事務多端にして人員の餘裕もなく目下の場合にては尚ほ足らざる有様なりしを以て豫算としては此體前年度の例に照して編成したり然れども事實上自然減員する事は出來得

べしと信す

高柳松一郎君 只今沖田君より現在の行政委員は本員と全じ意見にて減員し得る見込なるも現在に於ては成し能はずとの事なるが行政委員諸君は前例に照し新行政委員も多く全員より成るを以て事務所費の節減は全委員に對する本員の希望なるも何れ豫算案調査委員選定の時に可なり民團事務費を三分の一削減されん事を希望す若し全委員に一行はれざれば新行政委員に對し事務所費を三分の一削減の考へを以て民會の決議を得ん事を希望す

西本委員 高柳君の三分の一と云ふは一万九千餘弗の三分の一なるや

西本委員 然らば殆んど七千弗にて足れりとするや

高柳松一郎君 足ると思考す

西本委員 家賃のみにて二千餘弗を要す家賃を差引きときは僅かに五千弗に過ぎず現在一個の商店にても三千弗乃至五千弗は雜費に費消しつゝあり斯くの如く切り詰むれば家賃を僅かに維持するか否やにあり斯かる突飛なる削減を爲さずして最も適切なる方法を決定すべし若し斯かる酷なる削減を決定せば吏員も行政委員となる者

なからへし

高柳松一郎君 無論事務所費中には家賃もあり宿食費もあり其他諸費用含ま共概して俸給に於て大なり人員より云ふも書記四名は多きに過ぐる人員の陶汰は好まざる

(24)

(23)

も民團財政に影響を及ぼす次第なれば行政委員會にて之を断行し職を離れしものは他に周旋する可なり五名の人員なくとも三名にて足れり若し繁忙なる場合は足らざれば臨時に雇ひ入るゝも可なり本員は前さに提出検査委員として任に在る時事務の舉らざる事及無法事を爲し居れるを熟々觀察せり簿記に於けるが如し銀行簿記の如き至極面倒なる記帳法を採るに由り己に一人を之に要す依て簡易なる記帳法に據るべきを通せしも依然として銀行簿記に依れり斯かる例は少しそぞ事務總べて簡易にせば理事一名補佐一名會計に簿記を兼ねしむる等大に節減を圖り得殊に會計の如きも支那人主として其出納を掌るにあれば其上一名の邦人會計あれば充分なり本員は必しも三分の一削減説を固執せざるもの之を念頭に措きて適當なる削減を實行されん事を希望す

小幡委員 本員は高柳君の説に大に賛成する者にて此事務所費は一見して前年度より減せる如見ゆるも其實減せるに非ず前年豫算には土木拔手の俸給は事務所費にありしも本年は土木費の項にあり其他衛生費の項にも技師一名の俸給加へあり之等を取りて事務所費に加ふるときは正に一割五分以上に上るなり故に今茲に三分の一減するは困難なりとせば當民會に於て適切に豫算を査定するを妥當と信す事務所費の節減之は元より行政委員會の権内にありと雖り行政委員は一ヶ月を限り代はるを以て後に廻さんと欲する爲漸次延期するの弊あり依て民會に於て其意見を微し行政委員會にて執行するの必要あれば此所にて主なる意見を決し豫算調査の際充

分注意を拂はれん事を望む

鈴木議長 御質問あらば充分せられたし

中戸川忠三君 蔽入人力車の部に於て營業用人力車延どあり營業用

人力車延三万五千六百十輛は一ヶ月實際何輛なるや

西本委員

三万五千六百十輛を十二にて割れば出づべし

中戸川忠三君 仮りに三千台ありとし其鐵札を英租界及支那街の如く鐵札にし登記

せしめて登記料を徵收せば英租界に做ひ一輛に付き二弗又支那街と同一にするも一

弗を徵し得而して鐵札は僅か十仙にて足れば支那街と同じくするも一台に付九十仙

英租界と均しくすれば全一弗九十仙の收入増加を來す譯なれば日本租界に在りても

至誠實行しては如何

鈴木議長 人力車税は不足なれば電車公司より取る事となり居れり

中戸川忠三君 然らば他の名目にしては如何

鈴木議長 研究する事とせん

中戸川忠三君 本員の説に依れば民團財政は一ヶ月約三千弗の增收ある譯なり

鈴木議長 本件は充分研究するの必要あり

中戸川忠三君 若し我租界にて實行せば車夫等は喜んで之を納付すべし本員は試

みに之れを訊せしに各租界並に支那街共鐵札は益まれ易し然るに英租界の如き假令

鐵札を盜まるゝも一向差間へなく英工部局に番號の控へありて納稅期間の終る迄は

有効と認めらるゝを以て車夫等は喜んで之を買ふ且つ歲入も三千弗許り増加するの

(26)

(25)

(28) (27)

富成一二君 然らば全く三分の一補助を減するや

小幡委員 然り

富成一二君 民會は毎年開かるゝも從來支那人は民會及民團の何者たるやを知らざりしが近來支那人間にも自治思想を進め最早憲政と憲兵と間違ふる如きことなく我

民會を知るに至り昨年度の如き聲子は殆んどなく昨年は本員宅に隣せる支那人を説き共立學堂補助金二百弗を請求する建議を爲さんし委任狀を集めんとしたるに此

期に於て委任狀は一も集まらずし元來支那人は領事館警察署乃至租界局の公役人

と云はるれば逸早く恐れを懷き退引するの氣風あり昨年は當方より委任狀を請ふも

呉れざりしに本年は先方より委任狀委任狀と騒ぎ立て彼等にも民團を解するに至り

本夕も委任狀十五六通を携へ此所に二名の代理者出席せり尙ほ之にて足らざれば幾

名にても出席すべしと騒擾を極むるを本員は制止せり斯かる有様にて支那人の理由

と云はるは逸早く恐れを懷き退引するの氣風あり昨年は當方より委任狀を請ふも

呉れざりしに本年は先方より委任狀委任狀と騒ぎ立て彼等にも民團を解するに至り

本夕も委任狀十五六通を携へ此所に二名の代理者出席せり尙ほ之にて足らざれば幾

名にても出席すべしと騒擾を極むるを本員は制止せり斯かる有様にて支那人の理由

と云はるは逸早く恐れを懷き退引するの氣風あり昨年は當方より委任狀を請ふも

呉れざりしに本年は先方より委任狀委任狀と騒ぎ立て彼等にも民團を解するに至り

本夕も委任狀十五六通を携へ此所に二名の代理者出席せり尙ほ之にて足らざれば幾

名にても出席すべしと騒擾を極むるを本員は制止せり斯かる有様にて支那人の理由

と云はるは逸早く恐れを懷き退引するの氣風あり昨年は當方より委任狀を請ふも

呉れざりしに本年は先方より委任狀委任狀と騒ぎ立て彼等にも民團を解するに至り

本夕も委任狀十五六通を携へ此所に二名の代理者出席せり尙ほ之にて足らざれば幾

說を唱へ或は反対に増加説を唱ふる等區々として一定せざるが一面より觀察せば此

教育補助は支那人の教育を目的とするものにて教育の効果は勿論なれども尙ほ他に

支那人の懷柔策となる換言せば支那人と日本人とが仲良くなると云ふ一得あり故に全廢は其目的より云ふも良からざれば矢張り補助が必要なるに由り補助金額も從

來は多く給せしも本年は豫備費僅かに二百九十四弗を剩すのみにて斯る豫算にては

民團の財政頗る困難なるを以て各方面に向つても節約を加へ其他事務所費或は日本

小學校の費用を節減する事とし實は支那人側に對しては飯食より御話しを願ひ相談

を纏め一千二百弗を補助する事としたり併し豫算案は其前既に印刷しありたるを以

て豫算は前年の通りに爲し置けり而して其際共立學堂學童に領事を介して相談せし

は從來共立學堂には授業料の制なし日本學堂にては毎月一弗の授業料を徵收するに

より共立學堂も授業料を徵收せば是丈の補助の必要なく學生も昨年は百五十名あり

本年は更に百八十名の入學者ありと云へり是は多少懸念からんも兎に角一弗宛徵收

せば百餘弗仮りに五十仙宛徵收するも八十九弗を得此方針を探。經費を節減せば立

行くべしとの事なりしを以て領事より話と願ひ只共立學堂の補助を減するのみには

からず臨時防疫費非常に多く要するも其金員は可成支那人よりは徵收せず日本人よ

り徵收する事とし即ち支那人には增稅せざる代はりに此方面的補助を減する旨を通

せしに學童も承諾し有志者の寄附を募るか又は授業料を徵收する事とし毎月百弗の

補助にて經營する旨を答へたり

藤田語郎君 本員は富成君の説に賛成す昨年の民會に於て増加し本年又減少するは至つて面白からず從前の通りにすべし共立學堂の補助費を三分の一減せすとも節減すべきものは他の方面に於てもあり而も僅少なる補助を削りて支那人の感情を害する如きは策の得たるものに非ず

小幡委員 僅少の事柄にて外交上の不利を來すが如きは好まさる所なるも此補助費は前三年に亘り豫算審査委員會に於て毎回協議を重ね何日も全廢說多きを占めたるが元來教育事業は高尚にして其目的も亦美舉なれば勉めて獎勵するが當然なれ共現に民團財政の状況を見るに民團大部分に経費多く準備金と云ふものなく先きに高柳君の説きし如く事務所費にも日本の小學校にも能く限り節約を加へ他の土木衛生にも節約を行ふを得ば結構なれども遺憾ながら事務は人間の勉強に依り拂り租界局の仕事に滞滯も來さるゝが道路の悪しきは勉強にて間に合はず人間は勉強するとしても此方面には経費を節減するを得ず故に他の各方面に出來得る限り節約を加へしものにて共立學堂の如き外國人に關係せるものは前以て一應打合せを爲し其後實行する事をせるなり

藤田語郎君 領事の手を經は左迄大なる問題なりや  
小幡委員 問題は小なるも學堂に關しては總べて領事の統率する所にて任命等を領事の權限内にあり監理者の呼出しも領事に依頼する例なり

豊岡委員 本員は一個人として此問題に付き希望を述べん第一回の質問に對する意

見を述べず本豫算案は何れ審査委員に付託となるべければ新たに任に就く行政委員諸君に一言希望として私見を述べん夫は先きに富成君の話に依り本員は其意を得たり目下の場合は平常と全く様に支那學堂に補助金を云々せば彼等に恩感を懷かしむる憂あり然れども本年の豫算は餘程困難なれば其結果或は多少の削減を加ふるも此減額は或期間を定めては如何本年度内止むを得ざれば減するとするも之を永久に削るときは來年支那人が如何なる方針を取るやも計られず僅か五百七百の事にて感情問題を惹起しては却つて反対の結果を來す恐れあり故に本員は此際一定の期間を切る事を望む

小幡總領事 注意迄に一言せん今富成君の述べし説に依れば近來支那人が自治政治に對する趣味を増し租界の自治行政に就ても彼等に權限あるを知るの機会に達せりそのことなるが是は大に參考とすべき事にて元來支那人に自治の權能を許すは獨り日本のみにて英佛獨も之を許さざるなり而して是は日本政府に於て深き方針のあることを考する然るに第二次民會に際し支那人の參政權を制限するの建議ありて其當時外務大臣に宛て民團の意見として上申せしが政府に於て當時更に研究しあるならん本件は大問題にして支那人に參政權を濫用せしむれば年々租界に於ける日清人間に困却する事を生ぜん依つて今に於て發案し將來の妨害を未然に防ぐ要あれば富成君の説は頗る趣味ある現象と認む外務省直屬の官憲のみならず租界居留民とし

(30)

(29)

(32)

(31)

用する懸念を殘す恐れもあり此邊も充分御熟考ありたし殊に民團法の組織は支那人に全部の權能を與へたるに非ず或は行政委員の如く半數以下に外人を制限せるを見ても或程度迄は參政權を制限せるものと知るべしは特に御注意を請ふ若し萬一千弗を減せよ依然百五十弗を要する議決を爲すも領事は一旦決定せる以上は体面を維持し威儀を保つ必要上相當の手段を執るべし

中戸川忠三君 學校の件は能く判然せり租界市場は今後市場として置くや若し市場として置くならば繁盛策を探られたり又見ぬければ他に歳入の増す方法を講じては如何行政委員會に質問す

豊岡委員 中戸川君の答辯を爲す前に學校の方を序付けられなし

藤田語郎君 總領事の御意見に對し御尋し度き事あり民會に於て五十弗補助を削減せざる議決を爲すも監督官廳に於て許可せざるべし故に領事の骨折として復舊し領事館より復舊せしとせば支那人には分らずして領事の体面も保たれ良策ならずや

小幡委員 本年に限らず發度の模様を認め必要と感する迄は或は二年三年になるや又來年度に復舊するか不明なり要するに民團に於て學校の發展を認めたるときは何時にも復舊するの意思なり

豊岡委員 共立學堂の補助減額に就ては監督官憲より御注意の演説もあり本年の豫

ても深く御注意あらん事を翌む共立學堂は當初の成立を聞きしに或日本の布教師が職を失ひ斗米に窮するに由りて思ひ立ち當時領事たりし加藤本四郎氏に相談の結果成立せるものにて其當時は日本語修業の生徒を教へ居たるに過ぎざりしと或は之は誤りなるやも計られざるとも前民會議長安川雄之助君も斯く語りし事あり本來民團が支那人の教育に關する基礎を造る意志に非ず爾後の行政委員も共立學堂廢止説を唱へ全廢せんとせしを本領事一人にて存續を主張し今日迄維持し來れるものにて昨年増額せし補助金百五十弗の内五十弗支け此際削減する事に行政委員會にて定め先般鈴木委員長及小幡委員領事館に來り自下防禦に多大の費用を要し各方面共出來得る限り經費の節減を圖る事とし或は事務所費或は日本小學校費或は商業會議所寄附金等種々なる案を造り其内資成もあり不資成もあり共立學堂の補助費も今必ずしも五十弗削減すればとて租界其他に惡しき結果を及ぼさるを以て賛成せる旨を告げ行政委員よりの請求により共立學堂の學董を呼び防疫費の豫算より各方面の費用を節約する趣を傳へ其意を休し貰ひ多くの學董に相談せし結果彼等も承諾して己に結果を告げたるに今富成君の説の如く又もや民會にて盛返せば領事は立場に困却すべし原來行政委員の決議は民會を通過すべきものと信ヒ斯く取計ひしものにて久五十弗の補助を減すればとて波瀾を起す如き事なリ今民會にて支那人が運動の結果通過せば領事が支那人に對し行政を布く上に於て困る場合を生ず此五十弗の削減に就ては諸君も充分御研究ありカ種々將來に於て支那人が自治團体に加はり參政權を濫

|   |
|---|
| <p>(34)</p> <p>鈴木議長　富成貞君　西峰與一君　高柳松一郎君　松岡保之助君　友成貞君　岡村繁造君<br/>以上五名を指名します</p> <p>鈴木議長　日程第六、第七、第八の三案は審査委員會の審査に付託します</p> <p>西村委員　云ふ者あり</p> <p>鈴木謙蔵君　十二時迄は續行され度し</p> <p>鈴木議長　それでは最も少し勉強すべし</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第九、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十一、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十二、營業課金規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十三、雜種課金規則中改正案</p>                      |
| <p>(33)</p> <p>鈴木議長　富成貞君　西峰與一君　高柳松一郎君　松岡保之助君　友成貞君　岡村繁造君<br/>以上五名を指名します</p> <p>鈴木議長　日程第六十一時十五分過ぎなれば本日は之にて閉會しては如何(やるべし)</p> <p>西村委員　残りの問題は極めて簡単なれば本日片付くべし</p> <p>鈴木議長　十二時迄は續行され度し</p> <p>鈴木議長　それでは最も少し勉強すべし</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第九、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十一、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十二、營業課金規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十三、雜種課金規則中改正案</p> |
| <p>(34)</p> <p>鈴木議長　富成貞君　西峰與一君　高柳松一郎君　松岡保之助君　友成貞君　岡村繁造君<br/>以上五名を指名します</p> <p>鈴木議長　日程第六、第七、第八の三案は審査委員會の審査に付託します</p> <p>西村委員　云ふ者あり</p> <p>鈴木謙蔵君　十二時迄は續行され度し</p> <p>鈴木議長　それでは最も少し勉強すべし</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第九、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十一、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十二、營業課金規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十三、雜種課金規則中改正案</p>                      |
| <p>(35)</p> <p>鈴木議長　富成貞君　西峰與一君　高柳松一郎君　松岡保之助君　友成貞君　岡村繁造君<br/>以上五名を指名します</p> <p>鈴木議長　日程第六十一時十五分過ぎなれば本日は之にて閉會しては如何(やるべし)</p> <p>西村委員　残りの問題は極めて簡単なれば本日片付くべし</p> <p>鈴木議長　十二時迄は續行され度し</p> <p>鈴木議長　それでは最も少し勉強すべし</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第九、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十一、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十二、營業課金規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十三、雜種課金規則中改正案</p> |
| <p>(36)</p> <p>鈴木議長　富成貞君　西峰與一君　高柳松一郎君　松岡保之助君　友成貞君　岡村繁造君<br/>以上五名を指名します</p> <p>鈴木議長　日程第六十一時十五分過ぎなれば本日は之にて閉會しては如何(やるべし)</p> <p>西村委員　残りの問題は極めて簡単なれば本日片付くべし</p> <p>鈴木議長　十二時迄は續行され度し</p> <p>鈴木議長　それでは最も少し勉強すべし</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第九、天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十一、天津尋常高等小學校職員給與規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十二、營業課金規則中改正案</p> <p>鈴木議長　(◎) 日程第十三、雜種課金規則中改正案</p> |

|      |  |
|------|--|
| (38) | <p>（賛成々々） 千葉初藏君 置屋税は内地何處にもあるを以て賛成なり其他當天津には洋菴五六十名あり之等よりも税金二弗宛を徵收しては如何（拍手）（笑聲起る）</p> <p>鈴木議長 然らば課金項目に洋菴の目を造る動議を提出すべし（笑聲起る）</p> <p>中戸川忠三君 本員は原案に賛成す</p> <p>鈴木藤藏君 置屋に税を課するも僅か三百弗か五百弗にして此僅額を徵收せざるもの差間へなからずや（もてるよと呼ぶ者あり）</p> <p>藤田語郎君 置屋業は領事館令にありや（ひや／＼）</p> <p>福山委員 置屋に課税するは單に財源を得るのみに非ず之は藝妓を抱ゑざる料理屋等の權衡上課税するを當然と認めたるなり</p> <p>鈴木議長 本案は別に異論もなき様なれば讀會を省略しては如何（賛成）</p> <p>鈴木議長 原案に賛成の諸君は起立（満場起立）</p> <p>鈴木議長 原案可決と認む</p> <p>中戸川忠三君 藝妓若し自前なれば何處より支拂ふか</p> <p>鈴木議長 納稅の義務なし</p> <p>鈴木議長 引續き日程第十四、碼頭規則中改正案</p> <p>鈴木議長 本案は只從來用ひし規則なる文字を條例と改めたるのみにて至極簡単な</p> |
|------|--|

|      |   |
|------|---|
| (39) | <p>吉田委員 友成君の修正案は尤もなるも財源を求むる上に於て可成重味を附けをする必要あり行政委員會にて爲し得るも民會にて調查會を有効たらしむる必要あり</p> <p>西村博君 臨時財源調査會の設立の事のみ民會に諮り詳細は行政委員會に一任する方便宜ならずや（賛成）</p> <p>吉田委員 友成君の修正案は尤もなるも財源を求むる上に於て可成重味を附けをする必要あり行政委員會にて爲し得るも民會にて調查會を有効たらしむる必要あり</p> <p>友成貞君 本員の發案を取消し修正案として第三條の「行政委員會に於て之を選舉す」とあるを「民會に於て之を選舉す」と改めては如何</p> <p>高柳松一郎君 支那人を入れざる方可なり（矛盾極まる所呼ぶ者あり）</p> <p>西村博君 友成君の修正案に賛成</p> <p>友成貞君 乃ち本會に調查委員十名を置き其半數は行政委員中より其半數は居留民會議員中より民會に於て選舉すべしと修正すべし</p> <p>高柳松一郎君 民會にて委員を選ばゞ行政委員多く當選すべし財政事項に行政委員の多く加はるは不可なれば行政委員會に於て各方面より選舉すべし</p> <p>吉田委員 本夕は之にて閉會致します尙ほ豫算案審査委員會は来る二十二日午后七時租界局に於て開會すべし民會は明二十一日二十二日休會し来る二十三日午後七時より開會致します（拍手） 時に午後十一時五十八分</p> <p>鈴木議長 友成君の修正案に賛成者は起立（起立者少數）</p> <p>鈴木議長 友成君の修正案に賛成者少數に付き讀會を省略して原案可決と認めて異議なきや（異議なし）</p> <p>鈴木議長 然らば原案の通り確定と致します</p> <p>鈴木議長 本夕は之にて閉會致します尙ほ豫算案審査委員會は来る二十二日午后七時租界局に於て開會すべし民會は明二十一日二十二日休會し来る二十三日午後七時より開會致します（拍手） 時に午後十一時五十八分</p> |
| (40) | <p>鈴木議長 友成君の修正案に賛成者少數に付き讀會を省略して原案可決と認めて異議なきや（異議なし）</p> <p>鈴木議長 然らば原案の通り確定と致します</p> <p>鈴木議長 本夕は之にて閉會致します尙ほ豫算案審査委員會は来る二十二日午后七時租界局に於て開會すべし民會は明二十一日二十二日休會し来る二十三日午後七時より開會致します（拍手） 時に午後十一時五十八分</p> <p>鈴木議長 友成君の修正案に賛成者は起立（起立者少數）</p> <p>鈴木議長 友成君の修正案に賛成者少數に付き讀會を省略して原案可決と認めて異議なきや（異議なし）</p> <p>鈴木議長 然らば原案の通り確定と致します</p> <p>鈴木議長 本夕は之にて閉會致します尙ほ豫算案審査委員會は来る二十二日午后七時租界局に於て開會すべし民會は明二十一日二十二日休會し来る二十三日午後七時より開會致します（拍手） 時に午後十一時五十八分</p> <p>午後八時七分開會、議員の出席者は代表せらるゝ者六十八名</p> <p>鈴木議長 議員の出席者定數に達したるを以て是より開會致します</p> <p>鈴木議長 日程第一、明治四十四年度民國歲入出總豫算案に就て特別審査委員會の報告あり是より朗讀せしむへし</p> <p>（西村書記長朗讀）</p> <p>明治四十四年度居留民團歲入出總豫算案審査報告</p> <p>本案は特別委員會に於て審査の結果歲入經常部及歲出經常部共別冊の通り修正し歲出臨時部は原案の通り可決致候間此段及報告候也</p>   |

明治四十四年二月二十三日

審査委員長 友 成 貞

民會議長鈴木敬親殿

明治四十四年度居留民團歳入出總豫算修正案

一銀七萬零百零五弗五拾參仙也

合計銀七萬零百零五弗五拾參仙也

歳 出 入

一銀六萬四千九百四十九弗零五仙也

一銀五千五百五拾六弗四拾八仙也

合計銀七萬零百零五弗五拾參仙也

鈴木議長 只今朗讀の外修正の數字は諸君のお手許に配付すれば朗讀を省略致します

鈴木議長 本案に付き審査委員長より審査の理由及び結果を報告すべし

友成審査委員長 本員は前回の會議に於て諸君より我々五名が明治四十四年度居留民團歳入出總豫算案全年度特別會計臨時防疫費歲入出豫算案並に臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件の審査と付託せられしに由り我々五名は去る二十一日午後七時より租界局に於て會議を開き行政委員諸君の出席を求め審査せし結果諸君のお手許に配付せる修正案を可決せしに就き其理由を説明すべし、明治四十四年度民團歳入出總豫算案は歳入の部に於て取扱課金、營業課金、雜種課金、使用料、手數料、財產出生收入、授業料及び雜收入の各項目に亘り一々詳細の審査を遂げ且つ過去一年間任に在りし行政委員諸君の意見を徵し調査せし結果現在計上されし豫算總額に更に増減の餘地なく原案の儘に可決せり只歳入の部に於て前回決議せし雜種課金中改正の結果日本製鐵置屋に課税する事となり此改正は條例としての効力は未だ完全に生ぜざれ其不日完了する事と信じ夫に因り自然に生ずる歳入増額を四十四年度豫算案に計上すると、し手續終らざるを計上するは不當の感ありしに由り列席されし行政委員諸君に協議せしに行政委員諸君に於ても前例あるを以て計上するに異議なしとのことなりしを以て直ちに其數幾何あるかの調査を警察署に問合せ夫を計算せしに一ヶ年八百〇四弗の増額となりしに由り之を歳入の部に加へ合計を算せしに七万〇五百五十三仙となるに由り其通り修正可決せり次に歳出の部に就き審査せしが各豫算案に關聯せる審査は上述の通り可決せり

(42)

(41)

経費多端の際なれば忍んで局員を賄ふせば機關の運用に支障を來さざるへしとの意見にて全意を表されたる以て我々審査委員会は二千弗減額に修正を加へて可決せり土木費も其他各項に亘り詳細洩なく取調べしが現在の豫算は最も節約を加へ實際の所を計上しより更に削減の餘地を發見せし只前述の通り技手の俸給並に手當を事務所費の中に編入したるのみなり教育費に於て第十六教育補助費一千八百六十弗の豫算案なるも豫算編成後經費節約上學堂經營者と行政委員に於て交渉の結果一千二百弗補助するに全意せしに依り六百六十弗を削減し一千二百弗に修正せり尙ほ第八の旅費は二百五十弗の豫算なるも豫算編成後新教員を增聘する必要を生じ旅費に不足を來す事情發生したる由に付三百五十弗を増し六百弗をせし結果合計にて教育費八千六百七十五弗三十二仙に修正可決せり

第六款衛生費も前述の如く技師の俸給及年末手當金を事務所費中に移せしの外修正の餘地なし、第十四款豫備費は豫算外の支出又は豫算超過の場合に支出する費目なるを以て相當の金額を置くの必要を認め歳出の部に於て二三の修正を加へたる結果餘裕を生じたるを以て夫を豫備費に編入し三千三百七十三弗八十七仙に改めたりして夫等の結果として歳出合計六万四千九百四十九弗〇五仙に修正可決せり、臨時部歳出も之亦詳細に審査を邀けたるも更に削減の餘地なく原案の通り可決せり該豫算案に關聯せる審査は上述の通り可決せり

西本委員 只今豫算案審査委員長の報告に依れば事務所費二千弗の削減に對し行政

(44)

(43)

委員の全意を経たりとの一言ありしが果して行政委員は之に全意せしや無論列席の上意見は述べしも我々行政委員は全意せし事更々なし又事務所費の内二千弗減するも將來必ず行政委員の手を経るものにて我々現行政委員は本日限りの命なり

然るものが將來の問題と對つて全意すると斷言する譯なし本員は中途にして欠席し充分承知せざるも二千弗削減修正案に現行政委員會が全意する如き事斷じてなしと思考す是は恐らく何等かの間違ならん一應行政委員會議長に伺ひ度し

**鈴木議長** 本員は行政委員會議長として西本君の質問に答へん西本君は中途にして退席せしに由り或は御承知なからべきも例年の豫算委員會には行政委員會を召集せざりしも本年は前會議に於て豫算案委員付託の際吏員の俸給に削減を加ふるの意向見ぬたるを以て既定の歲出に削減を加ふる場合は行政委員會の同意を求むるは當然の手續なれば斯る場合を想像して特に行政委員會を召集したり而して西本君の歸りし後豫算委員長より第一款に於て二千弗削減の全意を求められたるを以て臨時行政委員會を開き同意を與へたれは委員長の報告に間違なし

**鈴木議長** 此事項に就て御質問あらば質問すべし若しなければ全部に亘り質問を受けん又審査會の調査は充分諸君に満足を與へたること、思ふに付き成るべく之を尊重して審議あらんことを望む次に議事の進行を圖らん爲め一言し置くべし質問は幾回にても御隨意なれども意見は賛成者と反対者と交るゝ發言せられ一人にして二度も三度も發言せらざる様御注意ありたし

**鈴木語郎君** 臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件に付き質問して可なるや

**鈴木議長** 未だ其案に入らず

**鈴木藤藏君** 歳入の部第二款雜種課金第一項の酌婦は月二千一百二十四名とあり五十有餘名の藝妓あるに比し甚だ少し今少しおなきや又料理店に居るも酌婦の名義にあらずして下女或は産婆等の名目を附し脱税せる者なきや

**鈴木議長** 参考人として一言答へん本豫算案に酌婦二十四名あるは警察署よりの報告を根據とし人数を記載せり實際は之より以上の酌婦ありと思ふ然れども内縁の妻等ありて事情止むを得ざるの結果斯かる數に止まれり

**鈴木藤藏君** 本員は昨年度民團に於て酌婦の税金を上ぐるに賛成しが昨年の體ならば何名位ありや酌婦の税金を上ぐる毎に減少する傾あり殊に藝妓に比し酌婦の數甚だ少し斯る現象は事實上受取り難し民團官局者は自然の成行に任せんに非ずや

**鈴木藤藏君** 警察署の報告以外は知らずと云ふも警察署は税金に關係なし故に酌婦に對し警察署と民團の解釋は多少異なる点あらん本員は將來の行政委員が警察署と交渉するの必要ありと認む苟も民團財政に關係ある以上は警察署に充分交渉の上項

目を増す事に願ひ度し  
御希望の通り取計ふべし

**鈴木藤藏君** 歳入の部水道料の項を見るに千二百七十八萬六千八百十三瓦あるが歳出の項を見るに月平均百二十万〇五百七十五瓦とあり是を一ヶ月に計上せば千三百四十万六千九百瓦となり歳出の量と歳入の量と其差六十三万六千餘瓦あり是は如何なる理由ぞ

**福山委員** 詳はしくは知らざるも其差は若干ある筈にて歳出の支拂は水の原料になり歳入として此部に計上せるは水代を受取る量にして其他公園の噴水にも使用し又火災の際の如きは一度に多量を要す夫等は歳入の部に入らず其邊を觀察されたり

**鈴木藤藏君** 公園の用水は別項公園費の内に六十二万瓦あり要するに其差は火災の時使用するのみなりや

参考として局員に説明せしめん

**鈴木議長** 参考として局員に説明せしめん

**印中書記** 此差は歳入の單價七十五仙歳出の單價五十仙の相違より来るものと御承知ありたし

**鈴木藤藏君** 金額に非ず瓦の差なり六十二萬餘瓦の差わり火災も度々なき筈にて他に要する水量は豫算に計上あり世上の話を聞けば賣るに際しては水の量り方悪しく十瓦と確實は九瓦より以上は無しどの事なるが斯く迄にして尚ほ大したる減量あるは如何なる理由か或は租界局が貢入るゝ時及賣る時に量目を誤り居らざるか

**印中書記** 此豫算は果然と立つる能はず

**鈴木藤藏君** 増せば尚ほ困るべし

**印中書記** 水量の入は實際なるも出は是程要らざる見込にて多少減すべし事實に於て是は多少増すやも知れず

**鈴木藤藏君** 増量は殆んど了解に苦しむ

**中戸川忠三君** 夫にても千二百七十八萬六千八百十三瓦の代金を受取り千三百四十萬

**鈴木藤藏君** 六千九百瓦の水代と支拂ふ其差甚だし此豫算は實に可笑し租界局より賣る時に水の盛惡しくば出が増の道理にて九瓦買ひ十瓦賣れば今少し差量少き筈なるに斯くの如

**印中書記** 多く少し本員は殆んど了解に苦しむ

**鈴木藤藏君** 最量の際「ズック」より洩る量夥し此等に關係なきや

**鈴木藤藏君** 「ズック」より洩しても斯く多量に流失する筈なし

**印中書記** 使用したる水代五十弗以上を要せり

**鈴木藤藏君** 五十弗と云はば水量十万瓦共立病院位の火災に十万瓦の水を要すとせば少くも年十六回以上火災ある筈なれ共斯かる事なし

**小幡委員** 出火等の場合も案外多きを要す例へば共立病院火災の際も唧筒二台にて

**鈴木藤藏君** するやも知ず兎も賣る分量と買ふ分量の差違ありとの鈴木君の説なるが是は實際の數量相違すとせば或は陸武者のあるやう計られず何處へ流るゝか篤と研究を要す賣る分量は歳入にあり歳出は買ふ分量にして此間六十二萬瓦の差は何處へ行き

か研究せざる可からず是は土木に關係するが一方鐵管の洩水する所あるか又水道栓より一回宛出す毎に餘程洩る如くもあり且つ水道栓の許に方形の穴あり其中には絶へず清水を湛へ居れるに支那人等は之を流水全様に考へ随意に汲み去るを目撃する事往々あり夫等の結果の積りて大となせるに非ざれば札の賣り様に誤魔化しありと思惟さる支拂の分には何等の不審なし其差は火災及鐵管不完全なる爲め表面に現はれずして地中に流水しつゝあるが今の一の原因は賣るに際し水道栓より莫大の水洩水す之等を一ヶ月間計上せば恐らく六十二万瓦に達するやも知れず其洩水の分量が幾何なるやは當事者に調查を依頼せば判明すべし本員は此差が一は火災一は鐵管よりの洩水尙他の一は水道栓より洩水するものに基因せざるやと惟ふ

鈴木藤藏君 支那街よりの入口にある「メートル」と租界内にある「メートル」と相違せるに非ずや賣水の高さと雖大抵「メートル」あり裏面に何等かの關係あるに非ずや殊に水を買ふ者が十瓦買はる量は八瓦よりなし等の苦情ありとすれば其差は益々增大となり實際は二百万瓦に達するかも知れず是は將來の行政委員諸君に慎重なる態度を以て調査されん事を希望す

鈴木議長 今後能く調査せしむべ

藤田語郎君 本員は豫算編成は不案内にて知らざるも歳入に於ける水量と歳出に於ける水量と全量なるを至常とするに非ずや而して決算の際消費分量を計上するを當然と思考す豫算の水量は相方共全一にし火災等の時に使用せし分は欠損に出づるが

鈴木議長 諸君の御意見を聽取らんことを希望す

鈴木議長 本件に就ては本年は致し方なし將來は充分注意を拂ひ豫算の編成も御意見の如くにせしむべし

中戸川忠三君 前回に提言せし人力車番號登記料の件に付き本員の考へにては一ヶ月二千乃至三千弗の収入増加あり今事務所費を一千弗減するより収入を増加する方法確にあり夫等を研究ありしや

鈴木議長 此際研究は困難にて各租界の狀態を視る必要もあり且つ次に臨時財源調査委員會の組織もあり之には各方面より意見を集むる筈なれば其際議に上すべし

中戸川忠三君 財源調査會には上るや

鈴木議長 其考へなり

鈴木議長 可成本夜中に第四次民會の終了を告げなければ質問あらば可成早くせられたし

富成一二君 本員は支那人に就ての話あり今回は委任狀に就てに非ず支那人間に於ける取得課金率に不平あり現に數十万有する財産家も僅の税を課せるゆゑ又僅の收得ある者にも大の課税せるもあり中には税金を誤魔化さん爲め他人の名義を使用せり此方面は充分調査されしと本員は前回に學堂の件を持出し餘り支那人の肩を持つとの誇りありしを以て控へ目に爲し居れるもの等は當然民團に於て爲すべき事なれば都合に由り支那人を利用しては如何支那人を矢鱈に財源調査委員會に入る、

(49)

(50)

を困難とせば行政委員會若は領事より適當なる支那人を選びて會員に入れ充分財源を調査しては如何

藤田語郎君 營業取得課金に比し藝妓の課金高貴に失するやに感ぜらる即ち一等月七弗即ち年八十四弗を納むる者十四名あり取得課金者には斯かる高税を納むる者一名もなく營業課金者中にも同額を納付する者僅かに三名に過ぎず藝妓は諸君御承知の通り謂ハ下等社會にて取得課金者は官紳多し下流社會に重く上流社會に輕し本員は敢へて藝妓の肩を持つには非ず只徵稅の方法悪しきと思ふ將來可成輕減する方針を探られん事を希望す事實上彼等は一ヶ月中に支出の最も大なるは稅金なり寄稅は彼等下流社會の最も困難を感する所にして彼等も多くは一家其他止むを得ざる事情の爲め苦海に身を沈める者なれば可成負擔を軽くし早く年を明け歸國せしむるへ笑聲起るの方方に出てられん事を希望す

鈴木藤藏君 能く研究せしむべし

鈴木藤藏君 租界内に阿片を販賣する所何軒ありや

鈴木議長 擔任吏員に説明せしめん

黒澤書記 現在三名にして收稅額は最大六十弗最小十四弗なり

鈴木藤藏君 本員は尙ありど思ふ仮りに天仙茶園前より本員宅迄歩行して檢して見るに十軒許りあり阿片販賣は佛租界にも支那街にも八盞敷に由り漸次日本租界に集中せるが如し現に支那へ禁煙問題喧しき際日本租界内より斯く販賣するは日本

人たる者に對しては重稅を課せられたし本員の勤務せる役所にて調べて見るに十餘軒ありたり

鈴木藤藏君 御手敷ながら鈴木君に此調査方を依頼致し度し

鈴木議長 承知せり明日調査して報告すべし

富成一二君 豫算委員長に質問す藝妓置屋に對する新課稅は八百零四弗あるが是は年十四弗との事なるが是は嚴しく取調べられたらし仮令一斤にても一オンスにても販賣する者に對しては重稅を課せられたし本員の勤務せる役所にて調べて見るに十餘軒ありたり

鈴木議長 御手敷ながら鈴木君に此調査方を依頼致し度し

友成委員長 豫算委員長に質問す藝妓置屋に對する新課稅は八百零四弗あるが是は年十四弗との事なるが是は嚴しく取調べられたらし仮令一斤にても一オンスにても販賣する者に對しては重稅を課せられたし本員の勤務せる役所にて調べて見るに十餘軒ありたり

鈴木議長 密査委員長の答への通り警察署より聞きて豫算を編成せしものにて將來

増減不明なれ共現在は此通りなり

富成一二君 防衛にも自己に隠匿せる者あり藝妓置屋に課稅せば之を自前とせば更に効果なきに非ずや

鈴木議長 自前を勝手に出来るか否やは本議長の知る所に非ず

鈴木藤藏君 市場は昨年千弗も費用を費せしが其れが爲め收入増加せしや

(51)

(52)

福山委員 昨年度は其前年に比し二百弗許り増加せり然れども實は餘り増加せざる方なり

鈴木藤藏君 如何なる方面より増加せしや千弗の費用に關係ありや

福山委員 多少其關係あり諸君の知れる如く千弗の費用を以て一區々の切りを十個造れり夫れを悉く貸せば收入餘程増加すれども自下の所にては餘り借人なし併し兎も角も幾分か借人は増し其結果收入も増加せり然れ共遺憾ながら發展せし方は非ず

鈴木藤藏君

本員は之以外歳入の部に質問なし  
中戸川忠三君 市場の質問より考へ付けり市場には空家未だ十軒あり此儘捨て置かば恐らく借人なからべし故に何人にも身分を選ばず貯貸するか左もなく市場として置くならば市場然とする方法を講せられん事を希望す

鈴木議長 追つて中戸川君に相談すべし

中戸川忠三君 赤度增收の方法あり

福山委員 市場の件は度々相談ありたれ共行政委員會に於て未だ決する迄に行かず個人としては貯貸して收入を増すべき説を吐く者往々あり收入の上らざるは何人も認る所にして全件に關する説は昨夜もありたれ共財源調査會の一項目あれば其方面にて研究すること、し昨夜は未だ具体的には至らざりし

鈴木議長 諸君に御詰りを致しますか諸君の信任により審査委員諸君は昨夜十二時を過ぐる頃迄審査に從事したれば餘り疑問なくば議事の進行を圖られなし

友成貞君 議事の進行に就き質問す歳入出共全部の質問を爲したる後決を探るべきか

鈴木議長 歳入出とも關聯せるを以て全部の質問を終へ一緒に決を探るべし

鈴木議長 歳入に御質問なくば歳出に就て質問を受けん

富成一二君 可成今夜中に終へ度は本員も希望する所なれども昨夜の如く餘り一漏千里にて進行せし故本年斯くの如き困難を生ぜれば可成緩に議せられたし

鈴木議長 質問は御隨意なるも余り技葉に亘らざる様御注意ありたし

鈴木藤藏君 裁出修道費は本年何程の程度にて足るや碎石何方等は本員には判らざるも年々一萬弗以上の修道費を使用せるにも係はらず領事の説明の如く道路尙ほ惡るし如何なる方針なるや

吉田委員 修道は年二回完全一の道路を修繕することとなり居りて建物會社の私道を除き公道は悉く年二回宛修繕を行し居れり

鈴木藤藏君 修繕の程度は如何

吉田委員 従來は殆んど一時の補修に止りて永久的修道は出來ざりし爲めに最初一尺の厚に碎石を入れるゝも交通頻繁の爲め遠ふからずして破損し或場合の如きは一寸位に達する事わり從來の方法にては到底堅質に修道する事覺束なく即ち毎年豫算あるを以て其以上には出來ざりしも本年は昨年の民會に於て決議せし三千弗の別途修

道費あるを以て本年よりは稍々完全に改築するを得べし

鈴木藤藏君 昨年の修道費豫算は八千九百三十九弗なりしが實地費消せし額は幾何なるや

吉田委員 昨年の豫算は其通りなるが既往九ヶ月間實際使用せるは修道に六千四百九十八弗余今後使用すべきもの二千一百六十六弗余にて合計八千六百六十五弗余の見込みなり

鈴木藤藏君 起街通りの電車公司敷地たる電車道路非常に惡るし特に以前は電車が右行しつゝありしも今後は左側を進行すること、なりしに由り通行車馬の後ろより来る事となり爲めに通行道路は益々使用申挾まり前より電車の來る頃は通行車馬夫の眼に觸るれ共電車が後ろより來るときは各人の眼に觸れざるを以て各通行車道は危険の念を去らず益々道巾を減す故に長日月に亘れば租界通行道路は益々破損多く電車道の破損は減すべし故に租界の修道は益々多くなるの傾を生ず是に就き電車公司と如何なる契約あり又電車公司は如何なる程度の修道を爲すや新聞紙上を見るに電車公司と修道に關する交渉ありしものゝ如し電車公司の修道は軌道を地上に現はまに過ぎず即ち鐵軌の下に砂を入れるゝに止まり軌道と軌道の間は一向手を付けざるに依り頗る惡るし而も租界の大通起街の中央甚だ惡るし如何にもして修道の方法なきや

鈴木議長 吏員に説明させん

赤山枝手 電車道路に就て御質問ありしが彼の道路は未だ左迄年數を経ざるに依り現在にては左迄の破損なし而して年數を経るも交渉なきにより租界道路に比し破損の遅きは明かにして無論今日迄は修道せし事なし年數を経ると其に修道をするは蝶々するの要なく夫々比し租界の車道は倍以上の修道を要するは現在の状況に於ても明かなゝ兎に角電車道は今日迄は餘り修繕を加へず公司は稍々等閑に附し居るの感あり只現在に於ける公司の修道は軌道が低下するを直すのみにて中央道路には影響なし即ち軌道を上ぐるには其下に碎石を入れれば夫にて足り現に之が補修を爲しつゝあり然るに租界に於て修道を加へる車道は勿論電車道と均しき金員を投じたるのみにては到底其完全を期する能はず故に租界は電車道に比し世人が豫想せる以上に修道費を要する次第なり尚ほ電車道の惡しき箇所あるに際しては電車公司に向つて充分修道すべき注意を促し居れる次第なり

鈴木藤藏君 本員の説けるは電車道が廣くなるに従つて破損の程度を減じ之に反して租界車道は破損の程度を増すべき理由を述べたるにて現在電車道の惡しきと云へるは根本的破損に非ず軌道の中間なる道路に切石高く即ち軌道を高むるに従ひ軌道に添へる土砂漸次中央に流動するを以て自然埋めたる切石地上に現はれ宛然地獄の針山の如く或は不等邊三角形の切石を一面々敷きたる如く歩行に頗る困難を覺ゆ是公司が軌道を落付くる都度起る現象なれば之が修道を電車公司へ交渉されん事を希望するものなり少なくも一ヶ月一回はローラーを以て地面を平坦ならしむるの要あ

り若し彼れに於て爲す能はざれば我租界にて修繕し其費用を電車公司より徵收する

事にするも可ならずや當局者は充分研究の上至急電車公司へ交渉されん事を望む

豊岡委員

電車道に就き少し参考迄に述べん電車公司との交渉は我々行政委員會にても絶へず考究しつゝあれ其間工合の悪しき点あるを認むるは諸君も御承知の通りに即ち當方は當方先方は先方を分離する以て修道等に就ても自然一致を欠き

兩者共不利を招くにあるを以て電車公司にて修道せざれば都合により當方に引受け修道すべき交渉をなし可成兩者が個々別々に修道するより當方に引受ければ租界の道路と一時に修道を行ひ彼我共に都合よき旨を傳へ彼も其主旨に賛成したれ共修道費額に就き彼の申込と我の調査せし額との間に差ありて彼より一々反問しつあるも結局折合付くべき状態に認めらる此交渉にして纏まれば電車道の破損もなくなるべし又現今纏らすとするも遠ふからず落着すべき時機到らん最早近々の内奸都合に向ふ事と信す鳥渡御參者迄に

鈴木藤藏君 本員は昨年度の民會に於て電燈費を節減すべき提案を爲せしが其後方針の定まるれるを開かず實際月夜のみは街燈を消して可なり

鈴木議長 夫れに付き種々調べしも消燈をするを得ざる理由ありしやに思ふ又公園の

如きも十二時後消燈せば盜人の入る憂あり

鈴木藤藏君 英佛租界の如きも月夜に限り点燈せず加ふるに我租界の電燈は至つて暗く或場合の如きは月の光りにて電燈の影を地上に寫せるを見る(ひやー)斯かる

(58)

(57)

探決ありなし

富成一二君 尚一言補足せん閘口大街に点灯を要するは自分一人の希望のみならず我々居留民の創始の地点にして終生忘るべからざる紀念ともすべき道路なれば日本人の面目に係はる次第に付き篤と研究せられ度し(拍手)

小幡委員

昨年の民會にては二名増聘の決議なりしも熟議の結果二名を先づ一名に止め他の一名は必要を認むる時機に到り増聘する事と成りしを以て未だ一名は増聘せず而して増聘の一名は九月に着任せしに諸君の御承知の通り十二月より更に一名の欠員を生ぜしに由り教員増加の期間は僅か三ヶ月間に過ぎざれば其間に於ける効果は今茲に有形的に言明するは困難なり然れども從來一年級及二年級を合して教授

せるを新教員の着任と全時に一年級及二年級を分ち所謂單式教授の法に依るを得るに至り學力の進歩茲に學問上の知識をより以上増進せしめしは明かにして教員の力が其以前より多く生徒に及ぶを見ても証するに足る尚ほ十二月以後一名の欠員を生

せしに際しても増聘教員の働き顯はる即ち若し此增聘なくんば教授に當り非常に困難を感せしならん然るに幸にも一名の増聘教員ありしを以て直ちに之を補ひ増加せざる以前と全様の教授を爲し得たる次第なり

小幡委員 尚ほ此際本員は教育に就て意見を述べて諸君の参考に供せん教育費は諸君も御承知の通り内地に在りては教員俸給増俸の沙汰あり當地にても昨年の民會に

(60)

(59)

19

ば毎月三圓内外を家賃として俸給以外に支給せり而して當天津に在りて從來一の優遇とも見るべきは宿舎を給するにありしも今日にては已に候遇にあらず只内地に比し幾分優遇なるは手當金のあるのみ之とも亦内地と異なり生活費高きが故に來津當初は喜ぶも當地の事情に通ずるに連れ自ら有難味を減す殊に二三年間在勤するも俸給は一向上らず之に反し内地にては一ヶ月二ヶ月年を経るに随つて増給するに由り是等内地の情況を以て歸朝を望むに至るは自然の理なり故に今後教員を優待する件に就て諸君も充分研究ありたし

鈴木議長 議事の進行を圖る爲め成るべく他の事項の質問を避くべし  
友成貞君 只今豫算案に就き疑問止まざる有様なるが斯くては議事の進行に妨げあれば可成必要なる事項のみ質問し他は將來の行政委員會に向つて取扱方の希望を述べる事とし議事の進行を計られたし茲にては豫算案に必要なる事項のみ質問する事にしては如何(賛成)

鈴木議長 諸君可成餘なる事柄は除かれたし質問も大抵盡きたるやに見受けらるるが如何

鈴木議長 諸君可成餘なる事柄は除かれたし質問も大抵盡きたるやに見受けらるるが如何  
藤田語郎君 衛生費の内種痘費の頂あるが此種痘は現今如何なる方針を探れるか

西本委員 日本人に施す方針なり

藤田語郎君 年齢等は如何

西本委員 時に依るど三十才以上の者に種痘を施行する事あるも大凡三十才以下に

して春秋二回注射を加ム

藤田語郎君 然れ共現在日本にては種痘法變更され春秋二回は必要な旨内務省令にて發布されたり天津に於ても其方法にて施行せば可ならずや

鈴木議長 主任更員に説明せしめん

牧書記 内地に於ける種痘法は一昨年十二月二十日附官報に登載されし通り改正されたり然れ共當地に在りては周囲の状況も異なるに由り當時警察署に向つて問合せしに今迄通りにて可なりとの事なりしを以て從來の通り施行し來りしも己に必要なしと認められるものなれば昨年の秋季より年一回宛に改めたり

藤田語郎君 然れども當豫算案は春秋二季に分かれ居れり尙ほ内地に在りては種痘を終へし者には種痘膏の切符を與へ且つ一ヶ月記録を止め居れるが當地にては如何

牧書記 昨年は醫師が種痘を加ふると同時に各人に切符を附與したり

藤田語郎君 種痘名簿ありや

牧書記 昨年より調製し居れり

藤田語郎君 其等なるも若干洩れる者あるも計り難し本年秋よりは一層細密に行ふべし

藤田語郎君 小兒等に對しては悉く行ふべし

一言御参考迄に述べん今藤田君より内務省令の話ありたるが内務省令

は當然海外に送行はるべきものに非ず自治行政居留地に在りては日本内地の法律及び勅令が當然行はるべきものと否らざるものとの二種あり如何なる種類が行はれざるものか未だ判明せざるも海外居留地に於て個々別々の規定あるときは内務省令は當然行はれず而して夫等の内務省令及全規定は海外に於て單に參考と認むるものなり

鈴木藤藏君 天津には傳染病取締規則未だ發布なきと思ふ天津には充分……(問題外なりと叫ぶ者あり)

富成一二君 野犬捕殺費は昨年度豫算に比し十弗五十仙減少せるが野犬捕殺を履行するには捕殺費を増す必要なきや

鈴木藤藏君 或より聞きしに日本租界内に飼犬の届出人僅か二十四五頭よりなし

との事なるが其他は皆捕殺して差支へなきや

富成一二君 本員は各街を通るに野犬多く横行せるを目撃す本員も甚だ犬を好み

昨年今頃は狂犬病に就き非常に厳しき規定の制せらるゝありて野犬も餘り見ざりし

に近來は撲殺行はれざる爲か其數非常に多き感あり本員の愛犬の如きは正規の通り

口輪を嵌め居るを以て野犬に咬まるゝ事夥しく寧ろ残酷と云ふに近し野犬撲殺は絶

へず行はれん事を希望す

友成審査委員長 只今野犬に就て富成君の御意見ありしが元來野犬捕殺事務は警察署の任務にして民團は其經費を計上支出するに過ぎず自ら捕殺事務を取扱ふに非ず

し

鈴木議長 精々撲殺を勵行せしむる事とせん

富成一二君 良犬が苦められ野犬が跋扈す歸する所警察署への届出は何等の効果な

い

鈴木議長 夫は問題外なり

富成一二君 細菌學專門技師を備入れる位なれば此方面にも注意ありたし

小幡總領事 昨年は諸君も御承知通り狂犬病流行し各國租界共嚴重なる規定を發

し野犬撲殺を非常に勵行せり我租界も無論狂犬病の侵害を防がん爲め野犬捕殺を強

行せり然るに近來多少寛にせるは第一狂犬病の流行せざるゝは絶へず捕殺を行ふ

出しこれ然るに近來多少寛にせるは第一狂犬病の流行せざるゝは絶へず捕殺を行ふ

時は莫大の費用を要するを以て本年も昨年に於て捕殺せし位の程度に止め居るなり

鈴木藤藏君 領事の説明に據れば野犬を捕殺するに經費を非常に要すとの事なるが

撲殺せし犬の皮を與ふれば却つて先方より釣銭を寄越さるや如何なる方法かを案

本員は此件に付き這次民會に議案を提出せんと思ひし位なり

富成一二君 外國租界の如く野犬を捕獲し一定の場所に持運ぶ箱車を造り十日目位

毎に租界中捕獲に廻はらしめなは如何闇口の如きは野犬の數殊更多きを感ず

|  |  |
|--|--|
| <p>(66)</p> <p>鈴木議長 可成富成君の希望に添ふ様取計ふべし<br/>鈴木議長 民會も已に本年にて四回なれば諸君も餘程経験を積まなければ議事の進行上餘分の事項は省かれだし</p> | <p>藤田語郎君 議長は議事の進行へとおせれ共我々民會議員は一年只一回而も一ヶ月間行事を議するにあれば充分研究の餘裕を與へられたし議事の進行のみ意を注がず丁寧に質問を受けられたり豫算は民會以外に議する時なしと思ふ</p> |
| <p>鈴木議長 徒らに議事の進行を急ぐに非す可成順序能く討議せられん事を望む</p>   | <p>鈴木藤藏君 萬國橋修繕費は本年の豫算になし是は如何なる理由なるや</p>  |
| <p>鈴木議長 前年鈴木君の意見ありしに由り萬國橋は毎年修繕を加ふるに非れば毎年豫算に入るゝを省き必要なる時は臨時費より支出する事どし豫算に加へざりし</p>                  | <p>鈴木藤藏君 公園の用水費を見るに三百十五弗となり居れるが昨年の如き寒氣の催せる時及雨天に迄噴水し鑿金の候ど雖夜間十二時に至れば嚴然と出水を止むる等融通の利かざる事夥々此邊に就ては租界當局より御注意ありなし</p>  |
| <p>鈴木議長 承知せり</p>   | <p>鈴木藤藏君 本年は民間の費用甚だ多き有様なるが昨年民會に於て決議せし商業會議所の補助金は此際削減出来ざるや昨年民會に於て屋台を引出せしが若し必要な事項を提出せん</p>                        |
| <p>鈴木議長 此補助金は昨年の民會に於て議決したる已定の歳出なれば止めを得ず支</p>   | <p>鈴木藤藏君 本年は民間の費用甚だ多き有様なるが昨年民會に於て決議せし商業會議所の補助金は此際削減出来ざるや昨年民會に於て屋台を引出せしが若し必要な事項を提出せん</p>                        |

|  |  |
|--|--|
| <p>(68)</p> <p>中戸川忠三君 満場の諸君も御承知の通り昨年民會に於て財政の餘裕あるに任せ種種なる補助金或は技術の傭聘等矢鱈に支出を増加せし結果本年は財政の窮屈を感ず然るに本年又一時に二千弗の事務所費削減を行はゞ又却つて反対に増加を來すべし斯くては民團財政の基礎鞏固と謂ふを得ず此際其半額一千弗を減じては如何本員は此半額の削減を希望す</p>  | <p>西本茂吉君 事務所費は總豫算案を原案とするや又は審査委員會の修正案を原案とするや</p>  |
| <p>西本茂吉君 本員は此事務所費の削減に就て意見あり中戸川君の説に賛する者なり其理由は果して二千弗の餘地あるやも知れされ共本員が行政委員として調査せる所に依れば其餘地なきやに思ふ然れ共將に選ばるゝ行政委員諸君が果して如何なる理由を有せらるゝやは知らざれ共聊か突飛に過ぐる感なき能はず故に本員は一千弗位餘地あらば妥協して將來の行政委員に托すべし今必ずしも民團財政が二千弗削減せざれば維持出来ざるの理由なし本員は何所迄も千弗削減を行ひ始末の出來得る丈け行ふべし元來本員は初めより削減せずして行政委員會に托し民會にては只希望を微するに止むるを至當と認む夫は餘り削減の餘地なればなり</p> | <p>友成審査委員長 中戸川君及西本君より千弗位迄一部削減の御説あり由來二千弗削減に就ては我々審査委員會は行政委員諸君と充分協議の上決定せしものなり當時西本君は居ざりしも他の行政委員諸君は過去一ヶ月に於ける経験に照らし此際二千弗削減するも事務を整理し更員を督導すれば機關の運用に滞滯なしその事故に二千弗削減したるものなり</p> |
| <p>鈴木議長 本案は逐條審議に附するか又は諸君の意見ある所のみ捉へて討議するや（逐條審議にすべしと云ふ旨數名あり）</p>   | <p>鈴木議長 他に質問なきや（なし）</p>  |
| <p>鈴木議長 本案第一讀會は可決と見て異議なきや（異議なし）の聲起る</p>  | <p>鈴木議長 本案第一讀會は可決と見て異議なきや（異議なし）の聲起る</p>  |

|  |
|--|
| <p>(70)</p> <p>中戸川忠三君 本員が前回に述べし通り他に研究せば優に二三千弗を増徴すべき財源があり是等の財源を盡むるに就ては素より人手を要とす而も增收の財源あるにも拘らず酷なる削減を行ふは決して租界の利益には非ずと思考す須く削減より增收の道を講すべし</p>   |
| <p>友成審査委員長 中戸川君の説の通り將來財源調査會に於て各種の財源を發見せば或は一万弗以上に達するやも知れされ共是は一の想像に過ぎずして未だ確信する域に至らず或は增收の見込あるものとせば即ち支出を節約する一途と節約を廢し增收を圖る一途に軒ひが增收は增收とし出來得る限り経費を削減せば歳出益々少額となるに由り民間の財政を鞏固にせんと欲せば可成的支出の節約を圖る旨とせざる可からず</p> |
| <p>富成一二君 本員は友成君の説に賛成し度くも能はざるなり今後租界を益々繁多ならしむる必要上殘念ながら中戸川君の説に賛成す</p>   |
| <p>鈴木議長 他に意見なきや(異見なし)</p>  |
| <p>鈴木議長 他に意見なきに由り是より採決すべし</p>  |
| <p>鈴木議長 豫算案修正の原案は賛成者は起立を請ふ(起立者不明)</p>  |
| <p>岡村繁蔵君 本員は特に意を含められたる委任状を携帶せり夫は本員の意思に反せるものなるが差支へなきや</p>   |
| <p>最も遠ふきものより採決すべし中戸川君の修正説最も原案に遠ふきに付き之に依り可否を決すべし</p>  |
| <p>鈴木議長 委任狀携帶者ありて其數不明なれば指名点呼を行はん(賛成)</p>   |
| <p>友成貞君 採決に就て休議あり即ち居留民會々議規則第三十條に依り原案の趣意に最も遠ふきものより採決すべし中戸川君の修正説最も原案に遠ふきに付き之に依り可否を決すべし</p>   |
| <p>鈴木議長 友成君の意見は誤れり審査委員會の修正案は原案の趣意に最も遠し(ノー)ー(と呼ぶ者數名あり)</p>  |
| <p>友成委員長 中戸川君の修正案は修正の又修正にして既に審査委員の修正案を原案としたる以上は中戸川君の説は原案に遠きものなり若し修正案を原案とせざれば何か故に裁入を討議する場合に雜種課金の項を修正案を原案と區別して議せざるや</p>  |
| <p>西本茂吉君 本員が前回に原案は行政委員會の提案に依るか又は審査委員會の修正案を原案とするやを質せしに議長は審査委員會の修正せしものを原案とすと宣告せり故に原案に修正を加ふる中戸川君の説が原案に遠きものなり</p>  |
| <p>鈴木議長 中戸川君の動議は定數の賛成なければ議題とならず</p>  |
| <p>西村博君 議題ならざるものに就き可否を決する必要ありや</p>   |
| <p>(議長の誤り訂すべしと呼ぶ者あり)</p>   |
| <p>豊岡保平君 中戸川君の動議成立せしや(中戸川説賛成と呼ぶ者數名あり)</p>  |
| <p>鈴木議長 中戸川君の動議が定數の賛成者ありと認めます</p>  |
| <p>鈴木議長 是より採決せん中戸川君の動議に賛成の者は氏名を呼びし時に賛成を答</p>   |

|  |
|--|
| <p>(71)</p> <p>「二千弗削減の原案に賛成の者は反対を答ふべし</p>  |
| <p>鈴木議長 是より指名点呼を行ふべし(西村書記長指名を点呼す)</p>  |
| <p>(議長は指名点呼の結果を報告せんとするに當り議場騒然として報告する能はず)</p>   |
| <p>鈴木藤藏君 前回点呼の際は一人にて反対と賛成との別ありしが彼は特別として此議案には委任狀の分は別として計算しては如何</p>  |
| <p>鈴木議長 委任狀は法規の認むるものなるも諸君が御同意なれば之を別として賛否を決しては如何(ノーコードと呼ぶ者あり)</p>   |
| <p>岡村繁蔵君 夫は別問題なり本人より委任を受けたる意見に隨ひ可否の數に入るを至富と認む</p>  |
| <p>鈴木藤藏君 昨年の民會にてもありし通り本人の意思を受けたりと自己の主義通りに何等本人に關係なきものなり現に支那人の投票を濫用せるは惡例なり殊に昨年支那人の委任狀を使用せざらん事を發起せし者が本年は之を利用す怪しからざる事なり(ヒヤー)、怪しからんと呼ぶ者あり)若し支那人の投票を許すならば幾枚も取り集むべし此採決は明晚迄延ばすべし</p> |
| <p>(此時滿場總立ちとなり「民會を廢すべし」「濫用は憲るし」「民會の必要なし」「支那人の委任狀に左右さるゝは不都合なり」「得手勝手等の語を發し議場騒擾を極む」)</p>  |
| <p>鈴木議長 本件の採決に當り委任狀を利用せるは何人の委任狀にても法令の上に於て妨げなし併し本案の決議に關し何か暗雲の横はり居るものゝ如し依て議場の秩序を保つこと能はざれば今晚は是にて休會すべし</p>   |
| <p>(休會)「ノーコード」採決は如何にす」「民會を廢すべし」等喧擾の聲紛々をして何れも退散せり(時に午後十時三十分)</p>  |
| <p>(72)</p> <p>第三回 三月二十四日 会場 日本俱樂部</p>   |
| <p>第一、明治四十四年度民團歲入出總豫算案 (第二讀會)</p>  |
| <p>第二、明治四十四年度特別會計臨時防疫費歲入出豫算案</p>   |
| <p>第三、臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件</p>   |
| <p>第四、碼頭規則中改正建議案 (鈴木藤藏君提出)</p>   |
| <p>第五、前民會議長安川雄之助君へ謝意表表彰建議案 (西村博君提出)</p>  |
| <p>第六、行政委員並豫備行政委員選舉</p>  |
| <p>第七、民團出納検査委員選舉</p>   |
| <p>◎日程第一明治四十四年度民團歲入出總豫算案第二續會の續き</p>  |
| <p>午後八時十二分開會 議員の出席若くは代表せらるゝ者六十六名</p>   |
| <p>鈴木議長 諸君本議長は昨夜の民會に於て議場の整理を過まり顧みて自分ながら甚だ遺憾に堪へず諸君に向つて茲に一言を謝します實は議場の整理に關しては多少經</p>  |

(73) 鈴木議長　是より前回の續き即ち明治四十四年度總豫算案の第二讀會を開くへし  
高柳松一郎君　日程に入るに先んじ諸君に御相談し度き事あり本夕は支那人の委任  
狀を携帶せらるゝ者有る無きを知らず過去の事は水と流し將來支那人の委任狀を受  
くることは相互に遠づけられ國心に訴へ自治の精神に添はれだし勿論委任狀の受理  
を止むる規定の他に有無を知らざるも只此所に其習慣を作らんか爲め諸君と御協  
議致し度し(賛成)、支那人自身が出席するは勿論差文へなげれ共我々日本人は支  
那人の委任狀を受けざる事にし本夕も之が行使を見合しては如何  
鈴木議長　本夕は中戸川君携帶の委任狀一枚あるのみにて其他なし尙ほ高柳君は委  
任狀が法令上差支への有無不明なりとの事なるも法令に依れば銀十八弗以上納稅し  
租界内に居住する者は何國人を問はず差支へなし然れ共諸君と申合せの上口語に通  
せざる外國人の委任狀を將來行使せざる慣例を作るは法規違反に非ざるへし  
西本茂吉君　本員は此件に大賛成なるものと記録に止むるは法令に違背するに似た  
れば單に德義上各人が携帶せず議決に加へざる事にするを至當と認む

(74)

鈴木議長　是を民會に於て議決するは法令の主旨に反するを以て穩當ならず  
西本茂吉君　然ばに異議なし  
富成一二君　本員は昨年度民會に於て支那人の委任狀を利用する惡例を摘要主張し  
たるにも拘はらず昨夕本員自身に該委任狀を携帶したる爲神聖なる議場に大波瀾を  
起し本員の最も尊敬する議長をして休會を命ぜしめたり是は全く本員不徳の致せし  
結果に外ならず監督官廳行政委員並に民會議員諸氏に對し少からぬ迷惑を及ぼせ  
り本員は諸君に其罪を謝し全時に昨夕發せし失言の取消しを請ふ(拍手)  
中戸川忠三君　昨夕に引續ける事項を述ぶるも差支へなきや  
鈴木議長　差支へなし

中戸川忠三君　昨夕本員は明治四十四年度豫算案歳出第一款事務所費修正案たる二  
千弗削減説に對し更に一千弗に修正の發議を爲し圖らずも議場の大波瀾を來せり挿  
離なる居留地に於て妙なる感情を懷く如きは面白からざる現象と認むるを以て事務  
所費節約に關する件は議長の裁定に一任しなし(賛成)尚ほ本夕支那人の委任狀  
を一枚持參せり是は營業上の關係ある支那人より委任されしものにて民團開設以來  
年々持參せり其邊は諸君に於ても不慮御承知ありなし

鈴木議長　委任狀は從來出席議員少數の爲め流會等の憂ありしに由り之と獎勵せし  
事もありしが本夕の如く諸君の勉勵により出席者も數多く今後亦斯くあるべきに付  
き只今申合の如く中戸川君の委任狀は使用せざることにしては如何

(75) 中戸川忠三君　本員は茲に改めて一言せん昨夜提議の一干弗修正案を撤回し尙ほ支  
那人の委任狀は向後の例を除かん爲め取消すべし(賛成)  
鈴木議長　中戸川君の意見は諸君の聞かれ通りに千弗削減の修正説を撤回し議  
長の裁定に一任せられたるか審査委員諸君の意見は如何  
友成審査委員長　中戸川君より我民團全体の平和を保ち且つ民團に對し忠節なる意  
見あり而して本員等審査委員會に於て修正の事務所費削減も要是民團の財政を豊か  
ならしめる所とする者より出でしものなれ共不幸にして昨夜の如き波瀾を惹起せり此  
波瀾は或は二千弗以上の損失なるやも知らず故に民團の平和を保つ爲め自己の論を  
固執せず此際全部を擧げて議長に一任せん(拍手)  
鈴木議長　中戸川、友成兩君の議長任説に満場異議なきや(異議なし)  
鈴木議長　諸君は滿足か將た不満足かは知らざれ共本議長は公平と認むる点に於て  
裁定せん中戸川君の意見は租界少數の邦人間に些々ある問題を以て紛擾を醸す如き  
は豫期せざる所にて民團將來の爲めに遺憾とし此際自己の主張を曲げて議長に一任  
せられ元より一点の私心なし友成君の説も亦民團公共の福利を増進せんか爲の公義  
心より出てたるものにして是亦一点の私心なきものと認む議長は右の如き解釋に依  
り審査委員會の二千弗削減説と中戸川君の千弗削減説の中間を取り一千五百弗削減  
するを公平と認む而して今回選任せらるる行政委員は可成千五百弗以上を節約する  
方針を以て事務を執行せらるることを望む此裁定に異議なきや(異議なし)

(76)

鈴木議長　滿場一致の賛成を以て歲出第一款第一項を通過せり  
鈴木議長　續いて第三項備品費より計議せん前例は項毎に審議を遂げたるが都合上  
残り十一項雜費迄括りて決を採りては如何(賛成)  
鈴木議長　本案の説明は便官上本員は行政委員の資格を以てすべし  
鈴木藤藏君　昨日本員の發議せし野犬撲殺費用は訂正する話なさや  
鈴木議長　本年度は此豫算を此儘に止め課目を流用し能く限り撲殺を勵行する事に  
計ふべし  
鈴木議長　歲出第一款に異議なきや(異議なし)  
鈴木議長　歲出第一款は異議なしと認む  
鈴木議長　第三款會議費に異議なきや(異議なし)  
鈴木議長　第三款土不費は拔手の俸給及手當を事務所費中に編入せり夫は前きに審  
査委員長の報告ありし通りなり  
鈴木藤藏君　本員は電車道路改修に付き希望あるもの、外異議なし  
鈴木議長　他の諸君に異議なきや(異議なし)  
鈴木議長　第三款通過と認む  
鈴木議長　歲出第四款水道費に移る  
鈴木藤藏君　今後豫算案を造る際は歲入と歲出の花を一致せしむべし兎に角斯かる  
差異ありては一向合点行かず將來は充分御注意ありたし

|   |  |
|---|--|
| <p>(78)</p> <p>鈴木議長 藤田君よりも鈴木君と同様の御注意のりしを以て新行政委員に引継の際<br/>申送るべし</p> <p>鈴木議長 其他異議なきや(異議なし)</p>  | <p>鈴木議長 戻出第四款は異議なきに由り通過と認む</p> <p>鈴木議長 引續き第五款教育費を議すべし教育費の前記に學務委員より報告ありし<br/>如く豫算編成後教員の辞任ありし爲め新たに増聘する必要を生じ旅費の不足を生ず<br/>るに至りしを以て更に三百五十弗を増加せり</p> |
| <p>鈴木藤藏君 過般三輪校長送別會の際領事の演説に小學校の教員は民團の爲めに永<br/>續せど云へり民團の教員を待遇する法宜からざる爲めに教員の交迭頻繁なる如き<br/>理由なきや</p> <p>鈴木議長 理由あるやも知れず小幡學務委員より意見もあり將來の施政方針に就て<br/>は諸君が新任行政委員諸君に希望ありしと我々現在の行政委員は今日を以て任務の<br/>終るものなれば豫算案ど一審議を求め事務の執行に關する事項は又別に御研究あり<br/>たし</p> | <p>鈴木藤藏君 昨晩詰せし如く努力に比し其効能なきに非ずや</p> <p>鈴木議長 其の嫌なきにしも非す優待する上に於て俸給増加の説は今晚もありし通<br/>りなり</p> <p>鈴木藤藏君 裏面に暗流等なきや又其他金子の關係等なきや</p>                     |

|  |  |
|--|--|
| <p>(80)</p> <p>鈴木議長 それはなかるへしと思ふ</p> <p>鈴木藤藏君 交迭頗る多く其間に於ける特別手當等の關係なきや其真相を議長よ<br/>り話されたし</p> <p>鈴木議長 三輪校長は二年前より辞任を願ひ居たる者にて腹の中に何等の蟠りあ<br/>るへし</p> | <p>鈴木議長 議長の説明は充分判然せず我々民會議員は盲目判を捺せし感わり<br/>小幡委員 然らば本員が知れる丈けの事實を話さん鈴木君の如き疑念を懷ける者又<br/>他に有らば教育上の遺憾少なからざればなり願るに今を去る一兩年前迄は租界局吏<br/>員と小學校教員との折合悪しかりし事あり又教員間にも面白からざる事ありされ共<br/>一年以内は領事も心配せられ教員及吏員も自ら願る所ありて圓滿に過ぎ居たり夫<br/>は三輪校長自身の言に今は誠に都合良く圓滿にして至極愉快なりと云へり三輪校長<br/>が充分云はざれば不分明の点ありしやも計られされ共本員は頗る親密なる間柄にて<br/>其間に於ける談話なれば潜める暗流もなく又教員間に折合の悪しき如き事更に無を<br/>証明す専生徒の父兄と教員の間も以前は頗る六ヶ數かゝるものにて少數の父兄なれ<br/>ば教員より父兄の機嫌を伺ふ等倒なる點も少からざりしが民間自治行政施行以來<br/>學校が領事館の所屬に歸し教員は準官吏的として其任命も領事が行ふ事と成り基<br/>礎も亦鞏固にして或場合の如き父兄に反し自己の意見通り断行する事を得る等斯る<br/>點も從來の如く其弊なく教員の待遇は天津は良きと全時に經費の支出も多く内地に</p> |
| <p>(79)</p> <p>鈴木議長 異議なきに由り戻出第五款通過と認む</p> <p>鈴木議長 只今學務委員より高説あり本員は更に異議なし</p> <p>鈴木議長 他に異議なきや(異議なし)</p>  | <p>鈴木議長 比し本人の經濟に利益なるか否やは確言する能ず殊に本員は利益と斷言せざるなり<br/>即ち教員の財政内幕を世上に暴露するは教員の名譽に係る事なるを以て平素の生活<br/>状態を見て知られたし内地は教員の俸給當地より廉なるも亦生活の程度低きを以て<br/>内地地方の方割合に良し故に天津に特別の便益なくんば何時にも歸郷すべし内地<br/>に在りては教員の交迭頗る頻繁なれ共是の距離の近き爲め概して目に立たず其勤期<br/>間も平均四年より短かきのみならず之は他方面と趣を異にし商店銀行或は租界局等<br/>と相連し教員は免狀を有するを以て何所に赴くも就職の便あり是亦教員が屢々交迭<br/>する一の原因にして内地にても平均四ヶ年は在勤せざるに由り天津と大差なきなり<br/>鈴木藤藏君 只今學務委員より高説あり本員は更に異議なし</p>   |

にて終了す

西本茂吉君 豫備費は幾何なりや

君木議長 豊備費は差引後高即ち二千八百七十三弗八十七仙なり而して歳出経常部

合計六万四千九百四十九弗〇五仙なり

是より四十四年度總豫算案臨時部第一讀會を開くべし

鈴木議長 臨時部第三款の土木費は昨年の民會に於て決議せし通り一時に道路の大

修繕を行はゞ經常部のみにて到底不可能にして何十万弗の經費を要する故に部分的

中修繕を加ふる事に決議せるに基き其特別修道費三千弗を計上せり

鈴木議長 前述の如き次第なるが第三款に異議なきや(異議なし)

鈴木議長 第三款異議なきに由り通過と認む

鈴木議長 次は第六款衛生費(異議なし)

鈴木議長 異議なきに由り第六款は通過と認む

鈴木議長 次は補助及寄附之は昨年民會に於て大大多數を以て商業會議所に對する補

助案可決の結果に由る既定の歲出なり

鈴木藤藏君 商業會議所の補助に就て一言希望あり夫は事務所費の項を見るに嘱託

員一名どあるが本員の聞こし所に依れば此嘱託員は商業會議所の書記長なりとの事

なるが果して事實ならば商業會議所へ補助する七百五十弗に対し無報酬にて民團の

事務を執るべき様新行政委員より交渉あらん事を希望す

鈴木議長 新行政委員に申繼くへし

鈴木議長 其他異議なきや(異議なし)

鈴木議長 異議なきに由り本案通過と認む

鈴木議長 臨時部第二讀會は之にて終了す

鈴木議長 明治四十四年歲入出總豫算案第二讀會は之にて終了したるが元來第三讀

會は其翌日に開會する規定なるも休日多かりし爲め開會期間なきに由り滿場の諸君

が御全意めらば引續き本案第三讀會を開くべしと滿場異議なし

鈴木議長 满場異議なきに由り是より明治四十四年歲入出總豫算案第三讀會を開くへし

鈴木議長 本案に就き意見なきや(異議なし)

鈴木議長 頗る困難なりし本案も愈々之にて無事終了せり(拍手)

友成審査委員長 便宜上四十四年歲入出豫算案

●日程第二、明治四十四年歲入出豫算案

●日程第三、臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件

鈴木議長 明治四十四年歲入出豫算案に付き審査委員長より

審査の結果を報告すべし

友成審査委員長 便宜上四十四年歲入出豫算案と臨時防疫費特別附

加金賦課徵收の件を合せ報告して可なるや(異議なし)

友成審査委員長

諸君も御承知の通り四十四年度民團財政は甚だ困難にして彼の惡

豫算を超過する事とされり此件に就き審査委員會は直ちに審議に着手せしが是は從

來民團に經驗なく全く偶發に係る問題にして殊に豫算は將來の必要額を計上するに

あれば確然之を査定する能はず租界にベスト患者發生したる場合幾何の費用を要す

るか専門醫師の説く所く據り行政委員會が見積りたるものにて我々審査委員は其等

の知識なく加ふるに他に比較すべき標準もなければ單に専門醫師の意見を聞くの外

なく審査委員會にて審査せんとするも事實上不明なる問題にして細目に亘り考究す

る事不可能なり依て萬一租界にベスト患者發生せば凡そ此位要するならんとの見當

にて或は一層猖獗を極むれば尙ほ莫大なる費用を要するや測り知る可らず若し又

ベストの侵入せざれば一文も必要なし要は眞の豫算たれば只此鑑認ひるの外なきに

由り實地支出する如き場合あらば行政委員會に於て充分嚴重なる注意を拂ふべき條

件を附加へて可決せり此歲出を補ほん爲め歲入の大部分を一時借入金より仰ぐ積り

なり只其内幾分を四十四年度取扱課金及營業課金に賦課するに止まれり此防疫費は

二萬弗必要とせば是非必要にて其他財政の運用は適宜に任すの外審査の名案なし故

に原案其體とは認せり又行政委員會の報告に依り二百五十弗の寄附金を歲入に編入

したり其寄附金に就ては行政委員會より説明あるべし而して其金額丈け一時借入金

を削減せり尚ほ是のみには不充分かは知らざれ共歲入出を修正の上可決せり之に

關し四十四年度取扱課金負担者並に營業課金負担者に附加金を課するの必要を生じ

次の日程臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件を議題とするに至れり本案は臨時防疫

費歲入出豫算案に關聯せるものにて議案の意味を推し充分なる調査を行ひ且つ行政

委員會にも質問せり原案は我々審査委員にも少し解し難き所もあり結局二万八千弗の

歲出に對し日本人にて租界内に居住する取扱課金及び營業課金者四十四年度一

ヶ年間負担する稅額の半分及租界外に居住する日本人より全ヒ四分の一を特別附

加徵收する案なるも意味不明爲め文字を變更せしのみにて元來本案は將來必要起

るやも計られずとの考へて編成したものにて或はベストが此體熄滅するか否は

急に多數の患者を發するか全く不明に屬する問題なれば其徵收時期を第一期及第二

期と確定せず意味を擴く必要に應じ三度にても亦毎月に徵收し得ると云々時

期を確定せざる事に其時の狀況に由り實際二分の一にて足れば夫支け又四分の一

なれば四分の一等事實を斟酌して徵收する事とし夫等の時期方法及金額は行政委員

會に委任する事とし其一項を附加せり

鈴木議長 今友成審査委員長より説明ありし中の寄附金は西本行政委員より説明す

べし

西本委員 本員より報告せん歲入の部に附加せし寄附金二百五十弗は租界内に住居

せらるゝ駐屯軍將校諸君より寄附されしものにて元來駐屯軍將校は民團に關係なげ

れ共今回之傳染病に就ては民團の負担も尠なからざるを以て衛生費の内として寄付

せられたるものなり依て之を臨時防疫費に加ふるを適當と認め査定の際審査委員會と協議の上茲に編入せしものなり

鈴木藤藏君 審査委員に質問するに非ず本員は原案に就て意見あり即ち特別附加金徴収は取得課金者及營業課金者のみにして雜種課金者より徴収せざるは公平を欠くものと思考す勿論將來の問題にて事實として現はるゝか否否らざるか不明なるも一應説明を請ふ

西本委員 擔任者より説明すべき筈なるも序でを以て本員之に答へん元來附加金は徴収し易き方面より徴収するを常とするものなるに雜種課金は取得及營業課金と異なり毎月之を徴収する一種特別の課税にして之より附加金を徴収するは困難なり殊に内地にても餘り其例なし取得課金者及營業課金者に賦課するは大凡内地の例に據れるものなり

鈴木藤藏君 本員は夫丈の説明にては満足するを得ず雜種課金者は人員の上より云ふも大差なければ今少し充分なる説明を下されだし

鈴木議長 此御質問に對し行政委員として一言せん元來雜種課金負担者は自治体を組織する要素を成るものにからずして一種特別の意味を有する取締に關する手數料の如き性質に由り徴収するに過ぎず現に内地に於ても此種の課金は租税として豫算に組入るものに非ずして賦金として徴収し警察の機密費に充當するものなり故に今回の特別附加金として徴収するものは條例に依り課金の基礎の確定し居るものに止め月税にて基礎の定まらざる雜種課金負担者を除外したるものなり

鈴木藤藏君 議長の顔を立て置かん

藤田語郎君 租界外の日本人は四分の一にして租界内の日本人二分の一は如何なる標準に據り打算せしや

西本委員 租界外と租界内の差を作りしは仮りに消毒の如きも租界外は出來ざるも租界内は充分之を行ふ即ち租界外の邦人は只患者を生ぜし時希望に由り日本租界避病院に收容するに過ぎず事實上租界内と租界外は非常なる差違ありて恩と受くる事少なし例へば英租界に居住する者は英國官憲より保護を受け日本の警察権を彼の租界に及ぼすを得ず外國租界に居住するに賦課するは不公平と認め等差を附したり藤田語郎君 支那街に居住せる者も特別の恩典に浴する筈なり現に過日施行したる豫防注射の如きも殊に支那街に居て有する者は惡疫傳染の恐れ多き爲め第一番に注射を爲したる位なれば日本租界と全額の附加税を徴収するを至當と信ず徴稅の上に於て單に支那街に居住する故を以て率を異にするは聊か不公平に非ずや

福山委員 只今西本委員より答へし通りにて過日の豫防液注射の如きも危險の恐れ多き支那街に居住する者に對し先きに行ひしも若しヒスト患者が租界内に發生する想像せば巨額の費用を要し引ては莫大なる財源かかる可からず斯かるどきに際すれば無論租界内に居住せる者より支那街に居て有する者の方消毒其他種々恩典を全

(86)

(85)

(88)

(87)

一に與ふるを得ず從つて其經費も支那街の方少なし其詳細は醫務担任の當事者ならざれば判然せざるも其主旨に基き編成せるものにて其經費が如何なる程度にて可なり不明なるも先づ取得課金者並に營業課金者より徴収する最も適當と認め程度も多少の區別を要し租界内外に對し等差を付くるを穩當の處置と認めたるなり

鈴木藤藏君 本員の信認せる審査委員會にて査定せられるものに對し反對の意見なけれ共元來本員は此特別會計臨時防疫費歲入出豫算案は非常なる不賛成論者にて四十三年度の防疫費豫算案に向つても亦非常なる不賛成なり何か故に斯く云ふか最初ベストの滿洲より侵入せし時諸君は殊の外神經過敏にて支那人を見れば恰も黒歴の如く非常に恐れ居たるものにて今日より考ふれば實に馬鹿氣切つたる話にて相互に熟し行政委員租界局員警察署員等其先鋒となり騒擾を極め租界内に於て支那人の死亡者ある毎に細菌學專技師を派して死体を驗ひる等當時にありては感謝に堪へざりしも今日より追究せば斯くせざる實は可なりしものにて現今の有様より推せば支那人間に一人も該患者無かりしやも測る可からず距離のある地方の如きは已に十日以前より一人もなき頃騒ぎ出す狀況にて其根本たる支那人の報告も實に怪しく衛生局は當初の頃疑はしき患者あるも隠匿し居たるが外人側の騒ぎ大なるに連絡へざりしも今日より追跡せば斯くせざる實は可なりしものにて現今の有様より

鈴木議長 朝病氣全快せば少なくも藥價の支拂を躊躇せん之は實際人情の然らしむる所なり故に若し病毒侵入の當時臨時民會を開きて協賛を求める事は本員も頗る恐怖せし者なれば或は五萬弗の豫防費も賛成せしやも知れず併し支那街に於けるベストも已に十日以上發生なし或は今後線ベスト流行するや知れざるも天津にては最早終息と云ふも不可なく不必要な防疫機關は可成速かに引上げ租界局に移して我々の負擔を輕減せられんことを希望するが全時に其當時防疫に從事せる防疫員醫員吏員等に對し厚禮を以て待遇せられ又外務省より補助の三千弗に對し感謝の意を表せられんことを望ひ依つて本案は漠然之を議して新行政委員に委ねすして無用の機關を撤し十分經費を節約すへしと云ふ條件付にて可決されたん事を切望す(笑聲起)

鈴木藤藏君 本員は條件附可決の提案を撤回し將來の行政委員を信用し全部賛成すべし

鈴木議長 宮崎街に在る防疫事務所に就ては過般行政委員會より防疫委員會に交渉し今月中にベスト患者發生せざれば來月一日より現在必要的設備の外は閉鎖する事に決定せり故に鈴木君の希望に副ふべき様に相成る事と思ふ尙防疫事務に從事したる諸氏及外務省に對し厚禮を表する事も新任行政委員に申傳ふる事とすへし

鈴木藤藏君 本員は條件附可決の提案を撤回し將來の行政委員を信用し全部賛成すべし

鈴木議長 元來本案は漠然と日程に現はしたるのみにて科目の如きも俸給のみは判

|   |   |
|---|---|
| <p>(89)</p> <p>鈴木藤藏君<br/>此豫算案は租界内に患者の出来るを將來に向つて期待せるものゝ如し現今はなけれども事實發生せば我々租界内に居住する者も租界外に居住せる者も恩と受くる点に於て變化なしに非ずや</p> <p>鈴木議長<br/>鈴木君の意見も租界外に居る者を同率にするものなれば藤田君の意見と併せて一の修正説としては如何</p> <p>鈴木藤藏君<br/>それで宜し</p> | <p>然せるも其他は實に空漠たり是は本豫算案が反古全様たらん事を希望するが爲めなり斯かる議案なれば讀會を省略しては如何</p> <p>鈴木藤藏君<br/>此豫算案は租界内に患者の出来るを將來に向つて期待せるものゝ如し現今はなけれども事實發生せば我々租界内に居住する者も租界外に居住せる者も恩と受くる点に於て變化なしに非ずや</p> <p>鈴木議長<br/>鈴木君の意見も租界外に居る者を同率にするものなれば藤田君の意見と併せて一の修正説としては如何</p> <p>鈴木藤藏君<br/>それで宜し</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>(90)</p> <p>藤田語郎君<br/>木案に關係はなけれど共一例を擧ぐれば教育費の如き自家の小供を多く學校へ入るゝ者も亦一人も入れざる者も全額の負擔に應せり恩典を受くると受けざるの点は之と全理なれば租界内も亦租界外も全率に賦課するを至當とせざるや</p> <p>鈴木議長<br/>本員は租界外に居住せるを以て本案に關しては行政委員會に於ても沈黙を守り居りしも純理上より立論すれば今回の防疫事業は主として租界内に病魔を侵入せしめざるを目的としたるものにして旭街外れに消毒所を設けたる如き又病魔猖獗を極むるに至らは租界を包囲して交通を遮断する設備の如きも皆租界を本位として豫算を編成したるものなれば租界外に住居する者と同一に見る事能はず併し本員一人ならは租界内と全率に負担するも厭ふ所に非ざるも他に多數の居住者もわれは本員一人之を肩しとすること能はす本員の意中を申せば支那街の微々たる商店なれども支那の工程局に九百余弗を負担し居るを以て實際を打算せば日本租界に一錢も納むるの義務なし而かも尚租界公共の爲めには五等の課金を甘んじて負担し居る次第に付公平の見地より立論あらんことを望む</p> <p>富成一二君<br/>藤田君の提案を取消されでは如何本員は原案を公平と思ふ</p> <p>藤田語郎君<br/>本員の發議は撤回す</p> <p>鈴木議長<br/>鈴木君は如何</p> <p>鈴木藤藏君<br/>本員も撤回すべし</p> <p>鈴木議長<br/>本案は讀會省略に異議なきや(異議なし)</p> <p>鈴木議長<br/>然らば直ちに本案通過に異議なきや(異議なし)</p> <p>鈴木議長<br/>異議なきに由り明治四十四年度特別會計臨時防疫費歳入出豫算案は原案可決を認む</p> <p>鈴木議長<br/>引續き臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件に付き決を採らん(異議なしと呼ぶ者數名あり)</p> <p>鈴木議長<br/>本案も異議なきに由り委員會の修正通り可決と認む</p> <p>鈴木議長<br/>第四次通常民會に於て重要な議案たる豫算案も僅か五百弗の妥協にて闇黙に解決を告げたるは居留民團の爲めに喜ぶべき次第なり</p> <p>西村博君<br/>日程の外尙ほ議する事あるや</p> <p>鈴木議長<br/>鈴木君より碼頭規則改正の建議案あり</p> | <p>西村博君<br/>本員は其次に建議案あり</p> <p>鈴木議長<br/>碼頭規則改正建議案を朗讀せしむべし</p> <p>(田中書記朗讀)</p> <p>一、現行碼頭規則第六條</p> <p>支那形船の碇泊に對しては左の率に依り料金を徵收す<br/>民船 壹回に付き洋銀貳拾五仙の下に「若くは一ヶ月銀壹弗」の九字を加ふること</p> <p>理由</p> <p>現行規則に依れば民船が日本租界碼頭に於て貨物を陸揚げ又は積載せんとするに際しては先づ租界局に到り規定の料金を支拂ひ許可書の交付を受けざるべからず幸に租界局開局時刻内に發着するものは直に荷揚げ卸しに着手することを得れども時間外に來りたる者特に休日に來りたる者に對しては或は數時間若しくは數十時間の延滞を免れず英佛露國租界等の現況觀るに皆月捐を徵收しつゝあり此れ當業者に便利を與ふるのみならず租界繁榮上少なからざる影響を來すべしと認む是れ本案を提出したる理由なり</p> <p>明治四十四年三月廿三日 提出者 鈴木藤藏君</p> <p>賛成者 大亦秀助</p> <p>鈴木議長<br/>是には定規の賛成を得たるものなるが此次の日程は行政委員の選舉及出納検査委員の選舉なるも日程を變更し此建議案を先に議しては如何(異議なし)</p> <p>鈴木議長<br/>異議なきに由り日程を變更し直ちに本建議案を議すべしと提出者たる鈴木君より議案説明あり度</p> <p>鈴木藤藏君<br/>本員も實は代理者にて詳はしくは承知せざれども一言提出の理由を述べん從來碼頭に民船が着する毎に二十五仙を納稅せざれば荷揚げを許可せず爲めに日曜祭日は勿論土曜日等租界局執務時間に遡るゝときは荷揚げをするを得ざる等不便少なしそせざるに併し租界にては一ヶ月一弗二十仙瓊租界にては同一弗等夫々月極めにて鑑札を下付し居るを以て祭日等に際するも隨意に貨物を陸揚するを得頗る便宜なり特に當今は河岸に沿ひ薬物屋もありて一刻を争ふ如き腐敗性の貨物をして陸揚料を納めざる爲め一兩日間に船中に止め置く如きは一個人の不利のみならず大に諸君の繁榮にも影響あれば各外國の例に倣ひ月極めの鑑札を發行する事に改められん事を希望する次第なれば諸君も一齊に御賛成あり度</p> <p>富成一二君<br/>本案に就ては今日支那人の本員宅に來談する者ありて其大要を開けり諸君の意向は一回宛を可とするか又月極めを可とするか知らざれ共嘗つて露租界に着する民船にて保定に通ふものあり月極めの鑑札を受け居りて一人の支那人其鑑札を絶へずボックトに入れ置き船の着する毎に全ての鑑札を使用し巧みに脱税し居</p> |
|--|---|

たり或は日本租界にても斯かる奸計に陥らざるやを思ふと云へり本員は別段意見を挿む者には非ず只参考迄に止む自家の裏手なる油屋の如きは一回荷揚を爲す毎に二十五仙宛の陸揚料を要すれば一ヶ月に見積れば非常なる額に上る然れ共月極一弗等ならば右の如き方法にて陸揚料を大に輕減し得べしと思ふ

鈴木議長 現在も斯かる例ありや

富成一二君

然り

鈴木議長 要するに月極め一弗とせば四回分と全額にて一ヶ月五回の陸揚を爲せは一回分彼の利益となり三回なれば彼の損耗に歸する譯にて日曜祭日もあれば結局全程度にならずや

富成一二君 本員は別段異議なきが只諸君の参考迄に述べしものにて奸計を廻らす例は他にもあり

鈴木議長 陸揚鑑札は日曜日にも祭日にも田中書記の許にて差支へなく下付する筈なり

鈴木藤藏君 夫にしても多少の延滞あるべしと思考す殊に其取締は充分附くべしとするも租界局に届けされば其儘無税にて陸揚すべし故に改正の方法を探るも取締の如何に由りて差支へなからん

中戸川忠三君 提案旨に問ふ荷車を能く見るに日本租界の鑑札を一枚受け支那街と思ふ如何なる方法を探るにしても見張れる巡捕が悪しければ何等の効なし現に船着通行しつゝあり

鈴木藤藏君 夫は絶体的巡捕の惡しき爲にて船も亦巡捕に依ては誤魔化すを得べし中戸川忠三君 故に本員は是等の弊を防ぐに人力車番號登記料と全じく船にも荷車にも全じ番號の鑑札を附し登記せしめば間違なきかと思考す

鈴木藤藏 本員は鈔關に在りて親しく見聞せし所なるが鈔關にては毎日約六千艘の入船するあり之等は悉く船体の深さ及巾に依り微收しつゝあり夫にても間違ふ事多し故にバッスに加ふるに船体の巾深及船員の体面等に由り夫等の誤りを防ぎ居り日本租界に在りても斯かる方法に依れば彼等の奸計を免れ得べし現に支那鹽船の如き書類には人相書等あり本員は全く門外漢なるも民船の方は之にて可ならん荷車は中戸川君の説最もなり

鈴木議長 諸君の意向は如何

富成一二君 支那人の言は信用出來ずとせば夫迄なれ共本員は正に斯かる弊害なきやを憂ふるなり而して其鑑札は多く船員が携帶せず間屋が持し着船するを全時に其鑑札を船員に渡し出帆する際船員より間屋に返却す斯くの如くして一枚の鑑札を數枚に間に合せ居れり

(94)

(93)

川畑竹馬君 是は提案者が支那人に欺かれたるには非らざるか  
西村博君 他に防ぐべき方法なく且つ弊害あれば本建議案は撤回する方可なり

鈴木藤藏君 試みに實行しては如何  
鈴木議長 小幡勇次君 試みに實行しては如何  
鈴木議長 此問題は本員には判然せず提出者も亦明かならず結局不明の問題なれば此儘財源調査會に附し研究する事にして如何(賛成)

鈴木議長 然らば本案は宿題として財源調査會に廻すべし

鈴木議長 西村博君 本員は茲に建議案を提出せん實は規定の賛成を得正式に書類を認めたるも本員の如きは本員一個人の意思に非ずして添揚の同意を要するものなれば議長の許可を得口頭を以て發議せん即ち前民會議長安川雄之助君は明治四十一年七月前の民會議長米田俊峰君の後を承け頗る熱心誠意を以て當民團の爲に尽されたるは本民會の多どする所なれば茲に米田君に本民會の紀念品を贈る例に倣ひ安川雄之助君は相當の贈品を爲し長へに紀念とし且全君の功勞を表彰せんと欲す尙其物品の撰定其他は新行政委員諸君に一任する事とし茲に諸君の御賛同を請ふ(賛成)

鈴木議長 鈴木議長 西村君の建議案に異議なきや(賛成) 鈴木議長 然らば本建議案は満場一致を以て可決したるものと認む  
川畑竹馬君 行政委員の選舉に先立ち一言本員の希望を述べん夫は諸君が年々歳々一回の通常民會に於て諸般の行政を議し居留民團に盡くす功績は決して渺少な如きは相當なる地位を有し平素何事に拘はらず一二を争ふ人々が恰も云ひ合せるかの如く舉て其影を見せず民團に對し不忠とや云はん或は家事上止むを得ざること故もあらんが帝國の臣民たる以上は縱んば用件を他日に譲るも一年只一回なる此通常民會に臨み相互の抱負を吐露し開闊且つ慎重に一年間の政計を建てられん事を希望するものなり故に行政委員の選舉に就ても今夕此所に出席せられるも適任者澤山あるべきを以て是等の人々には是非選舉されん事を望む

鈴木議長 川畑君の意見には本員も同感なり元來民團議員か故なく議事を閑却するは帝國臣民として國法を遵奉するの誠意の缺くものと信するを以て此件は監督官憲の御配慮を願ひ將來斯の如き弊は矯正する事にすべし

鈴木議長 (95) 日程第六、行政委員並豫備行政委員選舉  
鈴木議長 是より日程第六行政委員十名及豫備行政委員五名の選舉を行ふへし投票の法式は議長選舉のどとの如く御注意あり度し

鈴木議長 館令第八條に依り總領事に選舉立會人二名の指名を請ふ  
小幡總領事 選舉立會人を指名すべし

| <p>鈴木議長 次に出納検査委員の選舉もあれば餘程注意の上出納検査委員適任者は出納検査委員に選舉する事として行政委員に適任者は行政委員に選定あり度し<br/>(小幡勇治君、西村博君立會)</p> <p>鈴木議長 投票終りたれば是より開函すべし</p> <p>鈴木議長 名刺と投票數合致するを以て是より開票すべし<br/>(田中書記投票を讀上げ赤山、黒澤、牧、逸見の書記之を点計す)</p> <p>鈴木議長 開票の結果を報告すべし</p> <p>投票總數五十七票、(悉く有効)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内</th><th>西村 博君</th><th>小幡 勇治君</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三十九票</td><td>鈴木 藤藏君</td><td>山下竹三郎君</td></tr> <tr> <td>二十六票</td><td>友成 貞君</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>以上三君當選(拍手)</p> | 内      | 西村 博君  | 小幡 勇治君 | 三十九票 | 鈴木 藤藏君 | 山下竹三郎君 | 二十六票 | 友成 貞君 |  |
|--|--------|--------|--------|------|--------|--------|------|-------|--|
| 内  | 西村 博君  | 小幡 勇治君 |        |      |        |        |      |       |  |
| 三十九票   | 鈴木 藤藏君 | 山下竹三郎君 |        |      |        |        |      |       |  |
| 二十六票   | 友成 貞君  |        |        |      |        |        |      |       |  |

| <p>鈴木議長 是にて第四次通常民會の議事日程全部終結せり</p> <p>鈴木議長 茼に昨四十三年一ヶ月間行政委員たりし諸氏並に民團出納検査委員等公共の爲めに盡瘁せられし各位に對し當民會を代表し舊來の例に倣ひ本議長より感謝の意を表せんとす異議なきや(賛成)</p> <p>鈴木議長 異存なきに由り本議長は舊行政委員諸君及舊出納検査委員諸君に感謝の意を表せん</p> <p>第四次通常民會は前行政委員並に民團出納検査委員諸君が本民團の爲めに盡されたる功勞に對し深く感謝の意を表す(拍手)</p> <p>鈴木議長 是より第四次通常民會の成績を報告すべし</p> <p>(田中書記左の通り朗讀す)</p> <p>三月二十日より同二十四日迄會期五日間に於ける明治四十四年通常民會の成績左の如し</p> <p>一、會議</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内</th><th>鈴木 藤藏君</th><th>山下竹三郎君</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三十九票</td><td>鈴木 友成君</td><td>山下竹三郎君</td></tr> <tr> <td>三十七票</td><td>鈴木 貞君</td><td></td></tr> <tr> <td>三十六票</td><td>鈴木 貞君</td><td></td></tr> <tr> <td>以上十名</td><td>鈴木 貞君</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>以上五名豫備行政委員當選(拍手起る)</p> <p>◎日程第七、民團出納検査委員選舉</p> <p>鈴木議長 繼いて民團出納検査委員の選舉を行ふべし領事館令二十五條に依れば二名以上を選舉する規定なれば前例に依り三名を選舉する事とすべし異議なきや(異議なし) 尚ほ行政委員及豫備行政委員當選者には投票せざる様御注意を望み</p> <p>鈴木議長 前同様總領事に立會人の御指名を請ふ</p> <p>小幡總領事 選舉立會人として小幡勇治君、西村博君を指君す</p> <p>(西村博君、小幡勇治君立會)</p> <p>鈴木議長 投票終りたれば是より開函すべし</p> <p>鈴木議長 開票の結果を報告すべし</p> <p>鈴木議長 名刺と投票數合致するを以て是より開票すべし<br/>(田中書記投票を讀上げ赤山、黒澤、牧、逸見の書記之を点計す)</p> <p>鈴木議長 開票の結果を報告すべし</p> <p>投票總數 五十七票 (總て有効)</p> | 内      | 鈴木 藤藏君 | 山下竹三郎君 | 三十九票 | 鈴木 友成君 | 山下竹三郎君 | 三十七票 | 鈴木 貞君 |  | 三十六票 | 鈴木 貞君 |  | 以上十名 | 鈴木 貞君 |  |
|--|--------|--------|--------|------|--------|--------|------|-------|--|------|-------|--|------|-------|--|
| 内  | 鈴木 藤藏君 | 山下竹三郎君 |        |      |        |        |      |       |  |      |       |  |      |       |  |
| 三十九票   | 鈴木 友成君 | 山下竹三郎君 |        |      |        |        |      |       |  |      |       |  |      |       |  |
| 三十七票   | 鈴木 貞君  |        |        |      |        |        |      |       |  |      |       |  |      |       |  |
| 三十六票   | 鈴木 貞君  |        |        |      |        |        |      |       |  |      |       |  |      |       |  |
| 以上十名   | 鈴木 貞君  |        |        |      |        |        |      |       |  |      |       |  |      |       |  |

|  |   |
|--|---|
| (102)  | (101)   |
| <p>十二、明治四十四年度民間歳入出總豫算案 (修正可決)</p> <p>十三、明治四十四年特別會計臨時防疫費歳入出豫算案(修正可決)</p> <p>十四、臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件 (修正可決)</p> <p>十五、碼頭規則中改正建議案 (撤回)</p> <p>十六、前民會議長安川雄之助君へ謝意表彰建議案 (可決)</p> <p>十七、謝意表彰の決議案 (可決)</p> <p>これを計上するに</p> | <p>内<br/>會議<br/>選舉<br/>議案<br/>民團提出<br/>十四件<br/>三<br/>回<br/>三<br/>回<br/>十七件<br/>内<br/>◎小幡總領事登壇<br/>第四次通常民會の本夕を以て無事終了を告げしは一に民會議員諸君が熱心議事を進<br/>捲せられたる結果にして連夜深更に至る在議場に出席せられ種々なる議案錯雜なる<br/>豫算等に審議を重ねられしは正に其勞務の多大なりしを認む本年は民團開設以來嘗<br/>つて見ざる所の重要な豫算に際會せるにも拘はらず充分なる審議を遂げ來年度に<br/>於ける防疫費其他の施設に對し略は遺算なき歲計を議了せられたるは最も着眼すべ<br/>き事にして民團の財政は將求益鞏固なるへしど信す尙ほ這回は例年になき波瀾を見<br/>しも是口諸君の熱心熱誠より出でたる現象にして公人が公務に關し公けの議政堂に<br/>於て相争ふは耻ずべきことに非ず現に歐洲各國々會議事堂に於ても波瀾を見るこ<br/>と一再に止まらず佛國の如き奥太利の如き皆是なり殊に墺太利の如きは異國民異人種<br/>を網羅し國民的統一に缺陷ある爲め人種性情の一教を欠き議場に於て屢々激論鬭爭<br/>あることは嘆々その説明を須ひす諸君の已に知悉せらるゝ所の如し我天津居留民會も<br/>公務の争ひより波瀾を生ぜしは決し批難すべき所なし一面より言はゞ偶民團公務<br/>に對する諸君熱誠の程度を見るに足る禮議を守り節制に從ひたる堂々たる争は必ず<br/>しも非難すへきものに非ざるもの茲に一片懸念に堪へざるは公務の争ひを私事に及ぼし<br/>て商業其他種々なる私事に亘り影響を及ぼすの事事となり或は一國の國會議事堂に<br/>於て波瀾紛擾の結果政治家の私交に反目を重ね感情を損する事往々にして之なきに<br/>非す而々之は一國の如き大なる社會なれば局面廣瀧なる丈其害毒左程甚しからざる<br/>も天津の如く狹隘にして相互朝夕相見ゆる土地に在りて公務の争ひを私事に及ぼし<br/>各個人間の感情の衝突亦遠に波瀾す是此上なき不幸事と言はざるへからず此点に<br/>付ては然更諸君に於て篤く御留意の上断じて將來に不幸なる結果を及ぼすことなき様<br/>切に希望する次第なり</p> |

|   |  |
|---|--|
| (104)   | (103)  |
| <p>鈴木議長 開會に臨み一言愚感を述べん這回は諸君の厚情に由り名譽高き責任の重<br/>き民會議長に擧げられ自ら掲らず就任せし次第なり元來議事の整理に關しては多少<br/>の経験なきにしも非ざりしか借て極に上りて整理を爲さんとせば豫ての者も意の如<br/>くならず中途にして意外の紛擾を齎したる其れを御咎めもなく争点の重なる問題<br/>を無條件にて議長の裁定に一任せられたるは洵に感喜に堪へざる次第にて今夕諸君<br/>の和氣藪然たる態度を觀るに及んで夜を徹し食を忘れたる苦痛も悉く一掃せり是は<br/>本員の所感を述べたる次第なるか只今總領事並に議員を代表せられたる川畑君より<br/>血あり涙ある所の謝辭を忝ふするに及んで轉た感激に堪へざる次第なり<br/>昨日迄は議員の出席も歎なかりしか本夕は議長を助けんか爲め多數出席せられ熱心<br/>に誠意に最後迄審議せられたるは議長として深く諸君に謝する所なり(拍手)<br/>鈴木議長 是にて第四次通常民會を自出席度閉會致します(拍手)</p> <p>時に午前零時六分</p> | <p>這次民會の議場は以上の如く整理甚だ難かりもありしに拘はらず議長の常に平<br/>靜なる態度を失せず且つ圓満なる終結を告げしめたる手腕は敬服に堪へず本總領事<br/>は諸君と共に特に其心勞を認むるものなり<br/>次に行政委員及出納検査委員に新任さるべき諸君は前行政委員及び前出納検査委員<br/>と均しく充分御熱心に開務に從事せられ前年同様の効果を擧げられん事を希望す尙<br/>ほ今夕新に選舉せられたる行政委員中辞任を申出されたる向之れあるも元來行政委<br/>員の職は民團に對する公の義務にして又見方に由ては一の權利とも見るべきものな<br/>るに拘はらず從來行政委員間に頻繁の辭任ありて民團行政上に澁滞を來す例一再に<br/>して止まらず自治行政選用上誠に遺憾の事なるに就ては此際新行政委員諸君は辭任<br/>等の事なきを望む茲に首尾克く閉會を告げしに際し一言以て諸君の勞を慰す(拍手)<br/>川畑竹馬君 本員は議員を代表し一言せん第四次居留民會は未だ例になき重大なる<br/>議案あり紛擾わり議長の勞亦大にして本月二十二、二十三兩日の如きは夜を徹して<br/>迄公務の爲めに盡されし結果種々なる難問も一掃されたるは實に紀念すべき民會<br/>にて議長の御苦勞察するに余りあり茲に一同を代表し厚く感謝の意を表す(拍手)</p> |

明治四十四年通常民會議事錄附錄

決議事項

明治四十四年度通常民會に於て議決したる諸規則及明治四十四年度に屬する歲入出豫算左の如し

(一) 天津尋常高等小學校職員旅費規則中左の通り改正す

天津尋常高等小學校職員旅費規則中改正

一、第一條中「帝國及清韓兩國內」を「帝國及清國內」と改む

二、別表を左の通り改む

別

表

| 區分     | 汽車賃   | 汽船賃  | 車馬賃  | 宿泊料  | 日    | 當 |
|--------|-------|------|------|------|------|---|
| 一哩に付   | 一海里ニ付 | 一里に付 | 一夜に付 |      |      |   |
| 帝國(校長) | 三 錢   | 四 錢  | 貳十錢  | 貳 圓  | 壹 圓  |   |
| 訓導     | 三 錢   | 三 錢  | 十五錢  | 壹圓五錢 | 七十錢  |   |
| 准訓導    | 貳錢五厘  | 三 錢  | 三十仙  | 四 弗  | 壹弗半仙 |   |
| 旅行(校長) | 六 仙   | 五 仙  | 貳拾五仙 | 三 弗  | 壹 弗  |   |
| 准訓導    | 五 仙   | 四 仙  |      |      |      |   |
| 支 度 料  |       |      |      |      |      |   |

(106)

(105)

天津尋常高等小學校職員給與規則中改正  
(二) 天津尋常高等小學校職員給與規則中改正

天津尋常高等小學校職員給與規則中左の通り改正す

一、第五條中「備品並に雜品の六字を削り左の但書を加ふ

但し職員には備品を貸與することあるべし

二、第六條中「備品並に雜品の給與を爲すの外」の十四字を削る

(三) 取得課金規則中改正

取得課金規則中左の通り改正す

一、「取得課金規則」と「取得課金條例」と改む

二、第三條及び第五條を左の通り改む

但し第四條第一項但書の場合は月割を以て之を徵收す

第一期 自四月 至六月 四月三十日限  
第二期 自七月 至九月 七月三十日限  
第三期 自十月 至十二月 十月三十日限

第四期 自一月 一月三十日限

第四條 取得課金負担義務者は毎年十一月三十日迄に「一ヶ月の取扱高を租界局に届出づへし、但新に負担義務の生したる者は一週間内に其月以後の取扱高を租界局に届出づへし

行政委員會は前項の届出を査定し届出を怠りたる者に對しては行政委員會の認定により取得課金負担額を決定す

第五條 其旨の下「租界局ニ」の四字を加ふ  
(四) 取得課金規則中改正

營業課金規則中左の通り改正す  
一、「營業課金規則」と「營業課金條例」と改む

二、第三條を左の通り改む  
(五) 取得課金規則中改正

第三條 營業課金負担者は毎年十一月三十日迄に自己の次年度課金負担等級に付意見を租界局に申告すべし

但新に負担義務の生したる者は一週間に其年度に於ける課金負担等級に付意見を租界局に申告すべし

四、第五條中「料理店」の次へ「日本藝妓置屋」の四字を加へ末尾「課金を」の下に「租界局に」の四字を加ふ  
(六) 碼頭規則中改正

一、「雜種課金規則」を「雜種課金條例」と改む  
二、第一條中「料理店」の次へ「日本藝妓置屋」の四字を加へ末尾「課金を」の下に「租界局に」の四字を加ふ  
三、第二條中「料理店」の次へ左の一項を加ふ

日本藝妓置屋  
藝妓一名に付  
舞妓一名に付  
銀壹弗

四、第五條中「料理店」の次へ「日本藝妓置屋」の四字を加へ末尾「課金を」の下に「租界局に」の四字を加ふ  
(七) 碼頭規則中改正

一、「碼頭規則」と「碼頭條例」と改む  
二、第一條中「陸上料を」の下に「租界局に」の四字を如ふ

(七) 臨時財源調査會章程

第一條 本民團に臨時財源調査會を設け其事務所を大日本租界局に置く

第二條 本會は本民團の經營に關し必要な財源を調査す

第三條 本會に調查委員十名を置き其半數は行政委員中より其半數は居留民會議員中より行政委員會に於て之を選舉す

第四條 本會に會長一名副會長一名を置き調查委員の互選を以て之を定む

|   |  |       |
|---|--|-------|
|   |  | (109) |
| 會長は本會を統理し同會長は會長事務あるどき之に代はる                  |  |       |
| 第五條 本會に於て調査したる事項は其都度會長より行政委員會に報告す           |  |       |
| 第六條 調査委員の任期は本會の事務開始に始まり調査事項の終了に因り満了す調査      |  |       |
| 委員は悉く名譽職とす                                  |  |       |
| 第七條 本會に書記一名を置き民團吏員に兼掌せしむ                    |  |       |
| 第八條 本會の經費は居留民團に於て支辨す                        |  |       |
| 臨時防疫費として明治四十四年度取得課金及營業課金負担者に左の通り特別附加金を賦課徵收す |  |       |
| 一、日本租界内の日本人 四十四年度負担額の二分の一以内                 |  |       |
| 二、日本租界外の日本人 四十四年度負担額の四分の一以内                 |  |       |
| 本附加金徵收の時期方法及金額は行政委員會に委任す                    |  |       |
| (九) 明治四十四年度居留民團歲入出總算                        |  |       |
| 歲 入   |  |       |
| 一銀七萬零五百零五弗五拾參仙也                             |  |       |
| 合計銀七萬零五百零五弗五拾參仙也                            |  |       |
| 歲 出   |  |       |
| 一銀六萬四千九百四十九弗零五仙也                            |  |       |
| 明治四十四年度居留民團歲入出豫算表                           |  |       |
| 歲 入   |  |       |
| 一銀五千壹百零六弗四拾八仙也                              |  |       |
| 臨時部豫算高                                      |  |       |
| 備   |  |       |
| 考   |  |       |
| 科 目 經                                       |  |       |
| 第一款 居留民團課金                                  |  |       |
| 一、取 得 課 金                                   |  |       |
| 本 年 度 豫 算 額                                 |  |       |
| 九、三四四 ○ ○                                   |  |       |
| 二、四七六 ○ ○                                   |  |       |
| 六、八六八 ○ ○                                   |  |       |
| 二、營 業 課 金                                   |  |       |
| 七   |  |       |
| 八   |  |       |
| 九   |  |       |
| 十   |  |       |

|   |  |       |
|---|--|-------|
|   |  | (110) |
| 會長は本會を統理し同會長は會長事務あるどき之に代はる                  |  |       |
| 第五條 本會に於て調査したる事項は其都度會長より行政委員會に報告す           |  |       |
| 第六條 調査委員の任期は本會の事務開始に始まり調査事項の終了に因り満了す調査      |  |       |
| 委員は悉く名譽職とす                                  |  |       |
| 第七條 本會に書記一名を置き民團吏員に兼掌せしむ                    |  |       |
| 第八條 本會の經費は居留民團に於て支辨す                        |  |       |
| (八) 臨時防疫費特別附加金賦課徵收の件                        |  |       |
| 臨時防疫費として明治四十四年度取得課金及營業課金負担者に左の通り特別附加金を賦課徵收す |  |       |
| 一、日本租界内の日本人 四十四年度負担額の二分の一以内                 |  |       |
| 二、日本租界外の日本人 四十四年度負担額の四分の一以内                 |  |       |
| 本附加金徵收の時期方法及金額は行政委員會に委任す                    |  |       |
| (九) 明治四十四年度居留民團歲入出總算                        |  |       |
| 歲 入   |  |       |
| 一銀七萬零五百零五弗五拾參仙也                             |  |       |
| 合計銀七萬零五百零五弗五拾參仙也                            |  |       |
| 歲 出   |  |       |
| 一銀六萬四千九百四十九弗零五仙也                            |  |       |
| 明治四十四年度居留民團歲入出豫算表                           |  |       |
| 歲 入   |  |       |
| 一銀五千壹百零六弗四拾八仙也                              |  |       |
| 臨時部豫算高                                      |  |       |
| 備   |  |       |
| 考   |  |       |
| 科 目 經                                       |  |       |
| 第一款 居留民團課金                                  |  |       |
| 一、取 得 課 金                                   |  |       |
| 本 年 度 豫 算 額                                 |  |       |
| 九、三四四 ○ ○                                   |  |       |
| 二、四七六 ○ ○                                   |  |       |
| 六、八六八 ○ ○                                   |  |       |
| 二、營 業 課 金                                   |  |       |
| 七   |  |       |
| 八   |  |       |
| 九   |  |       |
| 十   |  |       |







| (125)  |                            |
|--|----------------------------|
| 附<br>錄<br>終  | 三、會<br>場<br>日本俱樂部          |
|  | 四、成<br>績<br>(議事錄中にあるを以て零す) |
|  | 五、議長及會議係                   |
| 以<br>筆<br>上<br>記<br>記<br>記<br>記<br>記<br>記<br>長<br>(<br>同<br>同<br>同<br>同<br>嘱<br>託<br>) | 明治四十四年三月二十日ヨリ同二十四日迄五日間     |
| 武逸<br>黑田赤西鈴<br>田見澤中山木<br>兼鑄今虎敬<br>守常次太朝太<br>信造郎治郎親                                     |                            |

